

鳥取市議会総務企画委員会会議録

会議年月日	令和5年9月15日（金曜日）		
開 会	午前9時56分	閉 会	午後3時54分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 砂田 典男 副委員長 長坂 則翁 委 員 柳 大地、岡田 実、西尾 彰仁、伊藤 幾子、 平野真理子、上杉 栄一		
欠席委員	なし		
委員外議員	加嶋 辰史、金田 靖典、岩永 安子		
事務局職員	議事係長 谷島 孝子	調査係主任	萩原真智子
出席説明員	<p>【総務部】</p> <p>総務部長 乾 秀樹 次長兼総務課長 一村 泰志 総務課公文書管理室長 有元 薫治 総務課課長補佐 蔵増 彩 次長兼行財政改革課長 河口 正博 行財政改革課参事 米田亜希子 行財政改革課課長補佐 宮崎 学 財産経営課長 濱岡 直樹 財産経営課課長補佐 中村 和範 資産活用推進課長 福井 一朗 資産活用推進課課長補佐 西川 裕二</p> <p>【総務部 税務・債権管理局】</p> <p>税務・債権管理局長兼市民税課長 吉田 彰克 固定資産税課長 中島 辰哉 収納推進課長 池原 章博 市民税課課長補佐 谷本 泰志 固定資産税課課長補佐 渡邊 佳絵 収納推進課課長補佐 中瀬 淳</p> <p>【総務部 人権政策局】</p> <p>人権政策局長兼人権推進課長 谷口 恭子 次長兼中央人権福祉センター所長 川口 寿弘 人権推進課課長補佐 中川 真理</p> <p>【危機管理部】</p> <p>危機管理部長 森山 武 危機管理課長 植田 孝二 危機管理課参事 中本 克章 危機管理課課長補佐 北村誠太郎</p> <p>【企画推進部】</p> <p>企画推進部長 塩谷 範夫 企画推進部経営統括監 河井登志夫 政策企画課長 上田 貴洋 政策企画課課長補佐 酒本 晶恵 政策企画課地方創生・デジタル化推進室長 西田 茂樹 政策企画課地方創生・デジタル化推進室長補佐 上田 芳郎 文化交流課長 福山 博俊 情報政策課長 山根 寿彦</p>		

	情報政策課課長補佐 松田 仁史 【市民生活部】 市民生活部長 竹間 恭子 地域振興課長 山名 常裕 地域振興課課長補佐 有田 博 協働推進課長 北村 貴子 協働推進課参事 山根 優子 協働推進課課長補佐 西垣 拓二 次長兼市民総合相談課長 大島 義典 市民総合相談課課長補佐 白間 純一 【環境局】 環境局長兼生活環境課長 山根康子郎 生活環境課課長補佐 古網 竜也 【総合支所】 佐治町総合支所長 下田 俊介 佐治町総合支所副支所長 下石 直生 【福祉部】 次長兼保険年金課長 池上 朱美 保険年金課課長補佐 藤本 嘉宏 【市議会事務局】 事務局 局長 保木本英明 事務局 次長 植田 光一 局長 補佐 毛利 元
傍 聴 者	3人
会議に付した事件	別紙のとおり

午前9時56分 開会

【総務部・危機管理部】

◆砂田典男委員長 おはようございます。

() おはようございます。

◆砂田典男委員長 皆さんがお集まりのようですから、ただいまより、総務企画委員会を開会いたします。本日の日程ですが、まず、総務部の議案審査、報告、請願審査、その後、企画推進部の議案審査、請願審査、続いて、市民生活部の議案審査、報告、最後に、市議会の議案審査という流れにしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず、乾部長に御挨拶をいただきたいと思います。乾部長。

○乾 秀樹総務部長 はい。おはようございます。

() おはようございます。

○乾 秀樹総務部長 総務部長、乾でございます。本日の総務企画委員会、昨日追加提案いたしました補正予算、そして、先回の委員会で、御説明申し上げた議案等の審査、よろしく願い申し上げたいと思います。

まず、今般の災害の状況、新しいものでございますけども、佐治におきまして、国道482号線、岡山県側が不通という状況が続いておるんですけども、今、最新の見通しでは、来週の後半辺りには、岡山県側に通じる見通しになってきたという状況でございます。また、上水道・

下水道につきましても、仮復旧をいたしまして、そうした面においても、住民の皆様の生活を、何とか今復旧しているといった状況でございます。また、全壊・半壊の家屋につきましても、本市、そして、県建築士会等が、今支援に入っていると、そういった状況でございます。

今回の追加補正予算 28 億と債務負担行為 41 億、約 70 億という規模になりますが、今後判明してくる復旧費、今年度中、トータルでは 90 億になるような額になるのではないかと考えております。何より、被災された住民の皆様のご気持ちに寄り添うことが大事だと思っておりますし、想像力働かせ、現場感をしっかりと持って、この復旧に当たる、この予算をしっかりと生かしていく、そういうことが我々に求められているのではないかと、強く感じております。

本市は、この半世紀で経験したことのない、最大の今回災害となりました。過去、大火、地震等、大きな災害乗り越えて、発展につなげてきた歴史がありますので、本市も、このたびの災害からしっかり立ち直って、さらなる発展に向けて臨んでいきたいと思っております。何より、時代は、処方箋のない、マニュアルのない、そういった未知の時代に入っておると思っております。この災害対応、災害復興もそうだと思っております。新しいことに果敢に挑んでいく、そういった姿勢で邁進してまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

◆砂田典男委員長 ありがとうございます。

それでは、議案審査に入ります。説明については、前回の委員会で既にいただいております。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

議案第 107 号令和 5 年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 それでは、議案第 107 号令和 5 年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。柳委員。

◆柳 大地委員 はい。事業別概要書の 20 ページ、麒麟のまち地域食堂フォーラム事業費について教えてください。下の事業の内容のほうで、①・②・③とあって、これ、他自治体に関しては、アンケート調査で、現状のほう出すということですが、①の地域食堂成功の事例の過程・現状の分析というのは、どのようにして抽出する予定でしょうか。

○川口寿弘次長兼中央人権福祉センター所長 委員長。

◆砂田典男委員長 川口次長。

○川口寿弘次長兼中央人権福祉センター所長 はい。中央人権福祉センター、川口です。今の御質問いただいた件については、今子ども家庭庁と本市と、あと、本市と同様のモデル事業採択なってる自治体が、ほかに 1 か所ありまして、そこと、あとは、全国子ども食堂支援センター・むすびえという団体ございまして、この 4 者で、指標づくりをちょっと準備、概要ですけれども、こういった方向でいこうかという打合せをしておりまして、こういう指標を定めて、その指標に基づいて、こういった要件がそろると、地域食堂が推進されたり、定着していくんだろうっていうふうなことが、こう見えるような、いわゆる物差しをつくっていかうと、それに基づい

て、鳥取市、あるいは、そのもう一つの自治体さんも、こう当てはめて、結果を出していくというふうな作業を実施する予定にしております。以上です。

◆砂田典男委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 その過程の中で、実際、今行っている地域食堂等に、聞き取り等は考えていますでしょうか。

○川口寿弘次長兼中央人権福祉センター所長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 川口次長。

○川口寿弘次長兼中央人権福祉センター所長 はい。中央人権福祉センター、川口です。はい、アンケート調査と同様に、実際にできるだけ多くの地域食堂、あるいは、御支援いただいている企業さん等も含めて、こうヒアリングを行って、より細かい分析ができるような対応をしてまいりたいと考えております。以上です。

◆砂田典男委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 今回フォーラムまでつながったっていうのは、すごい大きいと思うんですけど、ぜひ、この成功、よかった点を、こう広く伝えていくっていうのも、大きいと思うんですけど、あと、こう実際に動かして行って、動かしたからこそ分かる、今現状の課題っていうのも、すごくポジティブな要因だと思うので、実際、僕も、地域食堂をお手伝いしてる中で、動いてて、すごくサポート、すごく手厚いんだけど、実際、ここら辺、ちょっと改善の余地があるよねっていう声、正直何個か頂いてるので、何か、それも、このフォーラムの中で抽出して、フォーラムの中でも発表できると、他自治体にとっていいと思うので、成功例と、あと現状の課題っていうところも、ぜひ伝えていっていただきたいなと思います。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 私もこの麒麟のまち地域食堂フォーラム事業についてなんですけれども、国の採択要件っていうか、その中に、この資料にも書いてありますけれども、居場所づくりや子供の可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検討する事業に対して、国が補助金出していることだと理解してるんですけども、今回やられるこの取組の中で、子供の可能性を引き出す取組っていうことが位置づけられてるのかどうか、その点はどうですか。

○川口寿弘次長兼中央人権福祉センター所長 委員長。

◆砂田典男委員長 川口次長。

○川口寿弘次長兼中央人権福祉センター所長 はい。中央人権福祉センター、川口です。このたび採択いただいた事業については、おおむね3つの事業内容の区分がございまして、1つは、そこにありますように、NPO等の民間団体との連携をどうつくっていくのかということと、あとは、今おっしゃられた、居場所づくりや子供の可能性を引き出すということと、ちょっとこの文章の中でうまく表現できておりませんが、3つ目に、その自治体・地域において、どういったコーディネーション機能があると、その居場所が推進されるのかっていうところで、その3つがございまして、鳥取市の場合は、3つ目のこの地域・自治体に、どういったコーディネーション機能があると推進されていくのかっていうところを、分析・評価していくような事業として採択を受けてるものです。以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 分かりました。それで、国は、こういった取組をやった後、全国に広げていくように、周知というか、知らせていったり、広報したりっていうことも、併せて言ってるわけですが、今回、この500万の補助金使って、こういう取組をします、結果を幅広く知らせていくということは、基本、前提条件にあるわけだけでも、市として、それだけじゃなくて、今回この事業に取り組んだ成果というか、それを、どんなふうに、その先につなげていきたいと思ってるのかお聞かせください。

○川口寿弘次長兼中央人権福祉センター所長 委員長。

◆砂田典男委員長 川口次長。

○川口寿弘次長兼中央人権福祉センター所長 はい。中央人権福祉センター、川口です。事業全体として、あるいは、こども家庭庁のほうとしては、全国的に、先ほど申し上げた指標に基づいた分析を行って、見える化した上で広げていきたいということがあるようですけれども、もともと鳥取市のほうで、この手挙げをさせていただいたときには、それは、そこまでのことは考えておりませんで、まずは麒麟のまちのこの取組ですので、まだ、まちによっては、地域食堂が出来上がってないところもありますし、小学校区・中学校区において、幾つあるというふうな充足率も、市町によって、まだまだ差が、格差がある状況ですので、1つは、この麒麟のまち全体で、この地域食堂という居場所をきちっと根づかせていきたいというのが、1つの目標でございます。

もう一つは、鳥取市に限定して申し上げますと、中学校区に1つということ、当面目標にしておりましたけれども、もうあらかた8割以上になってきましたので、今後は、より生活に身近なところというところで、小学校区に1つぐらいの地域食堂ができるようなことを目指して、取組を進めていきたいと考えておまして、そのためにも、地域でどういったコーディネーション機能があると、それが推進されるのかということで、このたびの事業が生かせるものと考えております。以上です。

◆伊藤幾子委員 はい。分かりました。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で。

◆西尾彰仁委員 委員長、はい。

◆砂田典男委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい。私は、補正予算の事業別概要の18ページの上段の賦課徴収費でございますけれども、これ、一般会計、一般財産、一般会計ですか、一般財産で、単独費で1,122万ということで、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立したということでございますけれども、これのシステムを、1人当たり1,000円とかっていうことになるんですけど、もう少しちょっとその詳しい内容と、どれだけ、これ、国のほうに、これ、賦課されることになれば、税金が想定されるのか、その辺り、単独費で1,100万、ここ、突っ込むわけですから、その辺をちょっと教えていただけないでしょうか。

○吉田彰克税務・債権管理局長兼市民税課長 委員長。

◆砂田典男委員長 吉田管理局長。

○吉田彰克税務・債権管理局長兼市民税課長 はい。市民税課、吉田でございます。まず、システム改修に関する部分でございます。こちらにつきましては、まず、財源といたしましては、これ、普通交付税で、このシステム改修費は、令和5年度、国の財政措置がまずされるということとなります。システムの改修の内容といたしましては、そのシステムのそのソフトウェアの費用が約330万円、残りが、システムエンジニアの、その改修、そのソフトウェアを、今の鳥取市のMISALIOという基幹システムにこう入れて、鳥取市のその課税のシステムの処理ができる形に持っていく作業、その費用がでございます。合わせて1,122万円ということとなります。

もう一つは、この国税として、市・県民税で、均等割で1,000円ずつ課税徴収するという形で、これ、国に納める形になるんですけども、これは、森林環境譲与税として、この各都道府県、自治体、市町村に、また分配されるという形になってございます。以上でございます。

◆西尾彰仁委員 はい。結構です。

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

◆西尾彰仁委員 はい。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 すみません。危機管理課で、事業別概要書21ページなんですけれども、これ、郵便ポストに、防災アプリの活用シールを貼るって言われたんですが、ちょっとそのシールの大きさとかデザインとか、ちょっとどんな感じか教えてもらえればと。この防災アプリのチラシっていうのがあるわけですね。このチラシに、すごいいっぱい情報が載ってるわけですね。でも、こんな貼ったってあかんから、どういう、端的に、こう登録してもらおうというシールですから、ちょっと目立たんといかんし、ちょっとどういったものかっていうのがあれば教えてください。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆砂田典男委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。貼付けのシールは、今想定しておりますのは、A5サイズを想定しております。チラシとは異なりまして、QRコードですね。ダウンロードするためのQRコードと、あと併せて、ポストが設置された場所の、貼り付けてあるポストの場所の想定される浸水深ですね、これを、色で、防災マップと同じ、4段階、5段階の色で表示したものでデザインしまして、併せて、日本郵便様との協力事業である旨の表示を、簡潔にしたものをデザインとしたいと考えておるところでございます。以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。分かりました。予算が11万2,000円っていうことで、これ、何か所というか、何枚作る費用ですか。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆砂田典男委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。ポストの数としては、市内に約620程度あるというふうになっておりますので、その枚数と、併せて、ポスト以外に、郵便

局さんに、同趣旨のA3のステッカー、ポスターみたいなものになりますけど、こういったものも併せて、局舎内に配布するためのものを作成しようと考えております。以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 これ、いつから、こう貼り始めるのかっていうことと、あと、貼り始めてから、例えば、今年度末に、どんだけ、それで増えたかどうか分かりませんが、大体この防災アプリの登録がどうなったかっていうのは、また2月議会のときとかに、数は教えていただきたいと思うんですけども、まず貼り始めはいつからですか。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆砂田典男委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。貼り始め、今の計画では、11月に貼付けを行いたいと考えておるところでございます。12月は、やっぱり郵便局さんは、ちょっとお忙しくなるので、11月に、10月末までに、何とかステッカーを作りまして、11月中に、繁忙期になる前までに、貼付けを行いたいと考えておるところでございます。以上です。

◆伊藤幾子委員 はい。

◆砂田典男委員長 よろしいですか。そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

◆長坂則翁副委員長 ちょっと1点だけ。

◆砂田典男委員長 はい、長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 ちょっと危機管理課に、参考までに教えてください。事業別概要の65ページに、債務負担行為の関係があって、いわゆる、気高消防署移転用地先行取得・造成事業費で、9,576万5,000円が上がっておるんですが、事業の内容の中で、まず、消防庁舎の建設に伴う土地の提供について、東部広域行政管理組合と構成市町村との協定が結ばれているという表現になっているんですが、参考までに、この協定ってというのは、いつ締結をされたのかお伺いします。

○植田孝二危機管理課長 調べますので、少々お待ちいただいでよろしいでしょうか。

◆砂田典男委員長 はい。長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 それで、事業の内容で、用地買収、造成工事測量設計、造成工事っていうふうにあって、今後の取組で、令和5年～6年にかけて、それぞれ記載をされておるんですが、現段階で、もう既に内容的に分かっておると思うんですが、用地買収に幾ら、あるいは、造成工事測量設計幾ら、造成工事に幾ら、どの程度見積もっておられるんですか。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆砂田典男委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。用地買収につきましては、まだちょっと鑑定の方、最中ですので、最終結果が出ておりませんので、これについては、現時点では、まだ差し控えさせていただきたいと思いますが、あと、造成工事の測量設計のお尋ねもいただいたかと思いますが、こちらのほうにつきましては、6月補正予算で、1,078万3,000円を計上させていただいております。造成工事につきましては、この設計に基づいて算定しますので、これは、その設計が終わってからということになるかと思いますが、

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 確認ですけれども、用地買収と造成工事の金額については、今後また明らかになるということでもいいですね。確認です。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆砂田典男委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。設計等に基づきまして、また予算計上などをさせていただきますが、後ほど、業務を進めていく中で明らかにされていく、していくものと考えております。以上です。

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

◆長坂則翁副委員長 はい。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

◆平野真理子委員 いいですか。

◆砂田典男委員長 平野委員。

◆平野真理子委員 はい。16ページに上げられてる、旧本庁舎・第二庁舎解体事業費のことでお伺いします。事業の内容のところ、補償対象予定者19件、40棟っていうふうに、予定書いてありますけれども、これは、19件っていうのと、40棟っていうのは、どういうふうな内容になるか教えていただけますか。

○濱岡直樹財産経営課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 濱岡課長。

○濱岡直樹財産経営課長 はい。財産経営課、濱岡です。19件というのが、世帯数とっていただきたらと思います。40棟というのが、建物の数ということで思っていたらといたところ。以上です。

◆平野真理子委員 はい。

◆砂田典男委員長 平野委員。

◆平野真理子委員 そうすると、19件と40棟っていうのは、重ならないってということですか。

○濱岡直樹財産経営課長 委員長。

◆砂田典男委員長 濱岡課長。

○濱岡直樹財産経営課長 はい。財産経営課、濱岡です。1つのおうちでも、1棟、2棟、3棟とか持ってる方が、車庫とか、倉庫とかありますので、複数持っておられる方がいるので、数が増えるということです。以上です。

◆平野真理子委員 はい、分かりました。はい、ありがとうございます。

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

◆平野真理子委員 はい。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。先ほど、長坂副委員長さんからのお尋ねで、ちょっと調べておりましたが、鳥取県東部広域行政管理組合消防事務に関する協定書というものがございまして、これは、昭和53年2月14日に締結されたものでござい

す。この中に、消防事務開始後に設置する消防署、出張所及び分遣所の敷地は、当該施設の関係市町村が無償貸付契約により、消防局ですね、東部広域消防局に貸与して、庁舎等の建設は、消防局が行うものとするとしております。以上です。

◆砂田典男委員長 よろしいですか。はい。そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 以上で、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第107号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決するべきものと決定しました。

議案第116号鳥取市企業版ふるさと納税基金条例の制定について（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 次に、議案第116号鳥取市企業版ふるさと納税基金条例の制定についてを質疑を行います。質疑はございますか。

◆伊藤幾子委員 はい。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 これは、今、最大、寄附した企業は9割控除になるってということで、その9割控除ってというのが、要は令和6年度までが、今そういう優遇措置ということで、期限があるということでしょうか。

○福井一朗資産活用推進課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 はい。資産活用推進課、福井でございます。今、国のほうでは、令和2年～令和6年度までの、期限付の制度でございます。以上です。

◆伊藤幾子委員 はい。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。この基金をつくるっていうのは、本来だったら、その単年度でしか、その寄附金を使えないけれども、翌年以降にも回せると。その9割ってというのが、一応、期限付で6年度までだから、駆け込みって言ったらかおかしいけど、そういったことも想定して、基金をつくるという理解でいいのかどうか。

○福井一朗資産活用推進課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 資産活用推進課、福井でございます。駆け込みまで、ちょっと私どもは考えてないんですけども、企業様が、ある程度の金額を寄附されて、それを、市としても、単年度で使い切るのではなくて、また翌年、再来年という具合に、そちらの事業に使いた

いという、こう思いで、今回の条例を制定させていただきたいと思ってるものでございます。以上です。

◆伊藤幾子委員 はい。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 結局、この企業が寄附をするに当たっては、地方創生のその事業、計画、あれにのってる事業でないといけないと、一般のふるさと納税とは違うっていうふうに理解してるんですけども、この基金を鳥取市がつくることで、これまで、何件か企業版のふるさと納税ってありましたけど、その寄附される金額が増えるっていうことには、じゃあ、ならんっていうことでいいですか。

○福井一朗資産活用推進課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 資産活用推進課、福井でございます。私どもとしては、寄附が増えるものと思って、今回条例を制定させていただいております。以上でございます。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。すみません。これまで大体100万円だとか、300万円だとか、そういった形で、企業さんからの寄附があったと思っています、このふるさと納税でね。ちょっと私のイメージでは、例えばですよ、100万円の企業さんの、その100万円をいつも単年度で使ってたけれども、そのうちの50万だけ使って、残りの50万は翌年度以降とか、そういうふうなイメージなのかなと。その100万円されてたところが、じゃあ500万だとかね、1,000万だとか、そういうことには、だって計画がもう決まってるものにしかできないわけだから、地方創生のね。だから、あと、考えられるのは、さっき言いましたけど、期限付の9割だから、それを過ぎれば、また6割になるわけでしょ、税の優遇っていうか、あれがね。だから、駆け込みっていうか、ちょっとこの6年度までにということで、企業が増えれば、市としては一遍に使うんじゃないかって、基金として、翌年度以降もっていうか、その先に使えるように置いておこうということで、この基金をつくれるのかなと思ったんですけど、どうでしょうか。

○福井一朗資産活用推進課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 資産活用推進課、福井でございます。なかなか難しい話を、今、伊藤委員さんのほう、されましたけども、一応、私どもとしても、やっぱり一番、まずは企業様が寄附がしやすい環境を、まず整えるということが、まず一番でございます。

続きまして、あとは、もし、寄附金額が、単年度で使い切れないような金額であった場合は、やっぱり翌年にも使いたいという思いもありますので、その辺で、やっぱり今回基金をつくらせていただいて、計画的に有利な財源を確保しながら、事業を進めてまいりたいと、そういう思いで、今回の条例のほうを上げさせていただくとここでございます。以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 じゃあ、ちょっと最後確認なんですけど、この基金をこのタイミングでつくられる理由、言えば、これまでつくらなかつたけど、このタイミングでっていうことは、何でで

しょうか。

○乾 秀樹総務部長 委員長。

◆砂田典男委員長 乾部長。

○乾 秀樹総務部長 はい。総務部長、乾でございます。これまでのこの企業版ふるさと納税を、こう本市が受け入れる仕組みっていうのが、必ずしも、その寄附をいただく企業様の意向に、しっかり応えるような、そういう仕組みになかなか得てなかったと。企業様にとって、本市にもう少し大きく貢献したいと、そういうお気持ちがあっても、本市が単年度で、なかなかその事業をやり切ることができないような規模の寄附にお応えをするということが難しいような内容では、せっかくのこういった志にお応えすることが叶わないと。これは、速やかにそういう状況はやっぱり解消をして、今、全国的に、こうした企業様が、地域貢献という、こういった意向が非常に強くなっている状況にもありますので、本市も、こういった企業様の意向に速やかに応えるべきだという意味もありまして、この9月議会のタイミングでということを考えて、そういったところでございます。ですから、今後、こうした複数年にわたる事業が展開できるようになれば、企業様のそうした大きな志にお応えできるような環境も整うのかなと思っております。以上でございます。

◆砂田典男委員長 いいですか。

◆伊藤幾子委員 はい。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第116号鳥取市企業版ふるさと納税基金条例の制定についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第117号鳥取市地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 次に、議案第117号鳥取市地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

◆長坂則翁副委員長 ちょっと1点だけいいですか。

◆砂田典男委員長 はい、長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 ちょっと聞きたいんですけども、この期限が延長されるわけだけでも、対象施設の設置期限をという表現になってますよね。この対象施設っていうのは、本市にどれぐらいあるんですか。

○中島辰哉固定資産税課長 はい。

◆砂田典男委員長 中島課長。

○中島辰哉固定資産税課長 固定資産税課、中島です。こちらの条例でいう対象施設っていうのは、こちらの本法の地域経済牽引の事業促進計画っていう中で、これを、計画のほうを、国のほうから、県が承認を受けて、県のほうで、それぞれの事業所さんの認められた事業計画の中で、土地とか家屋、構築物っていうのが課税免除の対象になるんですけれども、こちらの課税免除の対象になる施設等を、対象施設というふうに申し上げております。

それで、どれくらいあるかっていうお話でしたけれども、今現在、今現在、令和5年度の課税ではないんですけれども、企業立地・支援課のほうとお話聞いてるので、これから計画を立てて、事前申請されようかっていう企業さんは、4件ぐらいあるようにはお聞きしております。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 それは、主にどういった職種っていいですか、業種っていいですか、そういう関係ですか。

◆砂田典男委員長 中島課長。

○中島辰哉固定資産税課長 はい。固定資産税課、中島です。業種につきましては、県のほうで決められた、鳥取県地域未来投資促進計画っていう計画を、法律に基づいて定めておられます。かなり対象分野っていうのが、その地域の特性と活用戦略っていうのが、計画の中で掲げられているんですけれども、幅広く捉えられております。内容としてはちょっと、地域の特性の活用、高い付加価値の創出、地域の事業者に対する経済的効果っていうのを、総合的に判断してということで計画を認められるっていうことですので、具体的に計画の中で上がっているのが、電子デバイス関連産業であるとか、自然環境を生かした成長ものづくり、あと、観光・スポーツ・文化・まちづくりっていうふうに、いろいろ載ってますので、幅広く、業種としては計画の中に認められる見込みだろうと思います。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 今、答弁があったんですけども、おおむね、ほとんどの職種、業種っていう理解でいいですか。

◆砂田典男委員長 中島課長。

○中島辰哉固定資産税課長 はい。固定資産税課、中島です。見る限り、かなり網羅された事業ということで、計画のほうはつくられてるように判断しております。

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

◆長坂則翁副委員長 はい。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。以上で、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第117号鳥取市地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手を願います。

[賛成者挙手]

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第123号財産の取得について（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 次に、議案第123号財産の取得についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第123号財産の取得についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手を願います。

[賛成者挙手]

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきもの決定しました。

議案第126号専決処分事項の報告及び承認についてのうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 次に、議案第126号専決処分事項の報告及び承認についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 専決の事業別概要書の7ページの上段なんですけれども、また追加の補正で、追加が出てる分なんですけれども、まず、この専決の分で、避難所開設に要する経費っていうことが書かれてあって、まず、備蓄品の補充っていうので、約1,500万あるというふうに言われました。毛布だとか乾パンだとか言われましたけれども、もうちょっと細かい内訳、例えば、毛布代に幾らとか、乾パン代に幾らとか、そういった明細が分かれば教えてください。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆砂田典男委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。主立ったものでよろしいでし

ようか。

◆伊藤幾子委員 はい。

○植田孝二危機管理課長 はい。このたびの台風第7号によって使用した、避難所に係る物品で、補充が必要な主なものでございますが、まず、大きいのから言いますと、毛布ですね、毛布、災害救助用の毛布、これが、額的には1,122万円、1,700枚を見込んでおります。その他、保存水、500ミリリットルのペットボトルでございますが、これは6,240本で、101万円を見込んでおります。あと、アルファ米ですね、水なり、お湯なりを入れて、避難所で提供するものでございますが、これが1,800食で58万3,000円、あと、段ボールベッド、これを30台見込みまして、33万円、避難所で使うアルコール消毒液など、衛生用品ですね、これが48万4,000円、はい。大きくは、こういったものになります。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。分かりました。そこで、この専決予算での、お水だとか、アルファ米についてなんですけれども、これは、どの程度使われたのか分かりますか。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆砂田典男委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。現在、集計を行ってしまして、精緻なところ、まだ詰めるところございますが、現時点での概数といいますか、つかんでいる数字としましては、保存水は約5,400本、アルファ米は1,860食程度、こういったものを使用したものと考えております。以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。分かりました。あと、その施設使用料ということで、80万っていうことで、専決では予算上げられてるんですが、そのうち1つが、県民体育館って聞いてますけど、市の施設のほうでの使用料として上げてる分があったら教えてください。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆砂田典男委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。市の施設につきましては、指定管理施設ということでございますが、これにつきましては50万円を見込んだところでございます。以上です。

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

◆伊藤幾子委員 はい。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。以上で、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第126号専決処分事項の報告及び承認についてを採決いたします。本案に賛

成の方は、挙手を願います。

[賛成者挙手]

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は承認すべきものと決定されました。

議案第127号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 それでは、続いて、追加提案分に入ります。議案第127号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の御説明をお願いいたします。

○河口正博次長兼行財政改革課長 委員長。

◆砂田典男委員長 河口次長。

○河口正博次長兼行財政改革課長 はい。行財政改革課、河口でございます。それでは、議案第127号一般会計補正予算（第5号）所管に属する部分の御説明を申し上げます。説明に当たりましては、A4横の資料1の3、9月追加補正、こちらに沿って御説明を申し上げます。なお、事業別概要、予算書等のページを入れておりますので、そちらも一緒に御覧になっていただきたいというふうに思います。

それでは、まず、2ページをお開きください。歳入からでございます。上段のところでございます。款・項・目、地方交付税、地方交付税でございます。予算書のほうのページは、14ページでございます。こちら、補正額、内容としましては、特別交付税ということになりますが、6億3,293万9,000円、補正後の額としましては、24億3,293万9,000円ということでございます。こちらは、このたび追加提案をしております、補正（第5号）、台風7号に係る災害復旧対応予算ということございまして、額は28億2,739万円でございます。こちらに係る、必要となります一般財源ということで、特別交付税を計上するものということでございます。以上でございます。

○一村泰志次長兼総務課長 委員長。

◆砂田典男委員長 一村次長。

○一村泰志次長兼総務課長 はい。総務課、一村です。同じく、横長の資料1の3の2ページの下から2つ目、諸費寄附金を御覧ください。台風第7号よる被害の復旧・復興に関して、市に寄せられた寄附金を計上させていただくものでございます。8月末現在においてまとめたものでして、8件分、合計974万8,000円となります。これは、次に説明させていただきます、ふるさと納税による災害支援寄附の利用を希望されなかった、主には法人や団体になりますが、総務課の窓口で、直接お受けしたものでございます。8月末以降に寄せられた寄附金につきましては、今後、改めて補正計上をさせていただく予定としております。説明は以上でございます。

○河口正博次長兼行財政改革課長 委員長。

◆砂田典男委員長 河口次長。

○河口正博次長兼行財政改革課長 はい。行財政改革課、河口でございます。続きまして、その下でございます。ふるさと納税（災害支援分）175万円でございます。こちらは、災害起こった

後、速やかに、資産活用推進課が受付を開始をいたしました。本年末までをもって、12月31日末までをもって、災害支援分ということで、ふるさと納税の受付を行っているものでございます。このたび計上するものは157件でございます、既に決裁のいただいたものということでございます。これ以降のふるさと納税の災害支援分も、随時、毎日頂いております。こちらにつきましても、先ほどと同様、今後の補正で計上していきたいというふうに思っております。なお、先ほどの諸費寄附金974万8,000円、それから、ふるさと納税の175万円を合わせまして、1,149万8,000円につきましても、全額、このたびの災害復旧費のほうに活用させていただいているところでございます。以上で、歳入の説明でございました。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆砂田典男委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。続いて、歳出についてでございます。資料は3ページになります。予算書20ページ、事業別概要は10ページ上段、款総務費、項総務管理費、目諸費、総合防災対策費の（令和5年台風第7号支援対策費）です。補正額は408万2,000円、補正後額は5,364万1,000円、補正予算の財源は、国・県支出金、これは、資料2ページ記載の災害救助費ですが、これが225万9,000円、一般財源は182万3,000円でございます。これは、台風第7号に係る対応に必要な経費で、8月専決補正予算に追加して計上させていただくものでございます。主な内容は、断水や濁水に対応するため、鳥取市水道局が給水を行った経費、また、避難所開設のための施設借り上げ使用料、鳥取市災害ボランティアセンターの開設・運営経費の3点でございます。それぞれの内訳につきましては、昨日の質疑で、勝田議員にお答えしたとおりでございますので、本日の委員会では、御説明を省略いたしますが、飲料水の給水につきましては、この追加補正予算で、新たに計上させていただいたものでございますし、避難所の使用料と災害ボランティアセンターに係る経費は、8月専決補正で計上させていただいておりましたが、必要経費見込みの見直しにより、必要となった追加の額を計上させていただいたものでございます。以上です。

○川口寿弘次長兼中央人権福祉センター所長 委員長。

◆砂田典男委員長 川口次長。

○川口寿弘次長兼中央人権福祉センター所長 はい。中央人権福祉センター、川口です。同じく、資料1の3の3ページ下段のほうになります。款民生費、項社会福祉費、目人権福祉センター管理費、佐治人権福祉センターの修繕費になります。事業別概要は9ページです。これは、台風7号による豪雨の被害に、影響によりまして、佐治人権福祉センター図書室に、雨水が吹き込む被害がございまして、この原因となっている窓の修繕、サッシの取替えに関わる経費でして、12万9,000円となっております。説明は以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

◆西尾彰仁委員 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい。ちょっとお尋ねしたいんですけども、歳入の分で、寄附金、諸費寄附金

ということで、総務課8件分ということで、974万8,000円が入っておりますが、これの内訳、何かちょっとテレビとかで、八芳園のオーナーさんが800万寄附をされたというようなこともあったんで、この主な、個人名は結構でございますけれども、寄附の内訳をお願いできませんでしょうか。

○一村泰志次長兼総務課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 一村次長。

○一村泰志次長兼総務課長 はい。総務課、一村でございます。先ほど、西尾委員さんから言われました八芳園さん、こちらのほうの御寄附についても、この歳入のほうに、当然含めて計上しておりますし、あと、大きなところでは、高千穂さんが100万円の寄附をいただいております。あと、新聞の報道にもありましたが、陸前高田市の矢作地区のコミュニティ推進協議会から5万円等、寄附いただいております。それらをまとめたものが、974万8,000円として上げておるところでございます。以上です。

◆西尾彰仁委員 委員長、はい。

◆砂田典男委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい。ありがとうございます。八芳園のオーナーさんは、佐治町出身の長谷敏司さんが創設されたということで、佐治町というような思いがあるみたいなんですけれども、この辺の使用、そういう佐治町に限定されとるのか、それとも全体で使ってというようなことだったのか、その辺をちょっとお聞かせ願えんでしょうか。

○一村泰志次長兼総務課長 委員長。

◆砂田典男委員長 一村次長。

○一村泰志次長兼総務課長 はい。総務課、一村でございます。この八芳園さんの寄附につきましては、佐治町という形で限定して御寄附いただいとるようです。以上です。

◆西尾彰仁委員 そうですか、はい。

◆砂田典男委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい。ありがとうございます。この、もう一つ、最後ですけども、この寄附された方々には、どのような、お礼の言葉なり、何か粗品といいますか、そういう気持ちも出されとるのではないかなと思いますけど、どのような対応をされたのか、最後にお伺いいたします。

○一村泰志次長兼総務課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 一村次長。

○一村泰志次長兼総務課長 はい。総務課、一村でございます。御寄附をいただいた方には、基本的に、礼状を1団体ずつに、1名ずつ発送、発送というか、こちらのほうでお出ししておりますし、100万円以上寄附いただいた方については、感謝状ということで、そちらのほうをお出ししておるところでございます。以上です。

◆西尾彰仁委員 はい。了解しました。

◆砂田典男委員長 よろしいですか。そのほかの委員の皆様で、何かございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 すみません。危機管理課、令和5年台風第7号支援対策費で、専決があつたけ

れども、足りない分という補正なんですけれども、その中で、昨日の質疑に出てました、県民体育館の借り上げ、その使用料、利用料、それが、専決では30万円計上してただけけれども、40万5,000円かかる見込みだから、足りない10万5,000円が計上されてるっていう答弁だったんですけれども、その県民体育館については、これまでも、決算の分科会のとときかでも、どうしてこういう施設なのに、避難所で使うのに使用料を払わないといけないんだっていうような意見も出てて、県と協議をするけれども、なかなかっていうことで、実際、こうやって払われてることなんですけれども、今回、市民体育館も指定管理者制度にのっとった運営ということで、そこに係る分は、当然、市がね、市の施設だから、市が見るということで、それで、市民体育館の運営者とも、その事業契約で、ちゃんとそういうことがうたわれてるわけですよ、避難所として利用する場合に、こうこうこうですよっていうことが。それで、ずっと県民体育館に何で払うんだっていうことを言ってきたわけだけれども、ちょっとそもそも、県民体育館を避難所として使うときに、県がね、指定管理者と、どういう事業契約を結んでるんかっていうのは、ちょっと調べていただけないでしょうか。熊本の大地震のときに、いろんな施設が避難所として使われたんだけれども、直営でやってる施設と、指定管理で運営されてる施設、やっぱりいろいろあって、そういう中で、本当にいろんな混乱もあったっていうことで、その検証を踏まえて、総務省も通知を出してるわけですよ。やっぱりこの指定管理者制度にのっとった施設を避難所として使う場合に、やっぱりその費用負担とか、そういう問題が不明確になりやすいと、うん。だから、そういうことが起きないように、ちゃんと、特に都道府県の施設を、その市町村が使う場合、そういったときには、ちゃんと事前の調整を行う必要があるっていうことも、ちゃんと言われてます、通知が出されていますので、ちょっとそもそものところでね、どういったことになってるのかっていうのを、また教えていただきたいです、今じゃなくて、うん。ちょっとやっぱり、そもそものところから見ていかないといけないのかなと思いますので、その点、よろしくをお願いします。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆砂田典男委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。県民体育館を使用した場合の使用料、現在までは、令和3年度以降お支払いしとるところでございますが、これにつきましては、令和3年度以降、県に対する要望で、県のほうでの負担を求めているところでございますが、これまでの回答は、県のほうは、原因者と言ってはおかしいですけど、使用した、避難所を開設した市のほうで負担してくださいということでの回答でございます。今のところは、県が負担するという回答に至っていないとでございます。委員おっしゃる、事業計画というようなことにつきましては、こちらとしても、どのようになっているか踏まえた上で、またそういうお願いをしていきたいと、継続していきたいと思っておりますので、県に協力いただけるようでしたら、そういったものも調べていきたいと思っております。要望についても、引き続き、行っていきたいと考えておるところでございます。以上です。

◆伊藤幾子委員 はい。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 ちょっと私が、何でそれを思ったかっていうと、市の施設だと、指定管理者との間でね、リスクの問題、どちらが負担するかっていうのは、その受ける指定管理者か、もしくは市っていうことになりますよね。県有施設だったら、受ける指定管理者か、もしくは県っていうことになるわけですよね、負担についてはね。そのときに、なぜ市町村が出てくるのかっていうところを、ちょっと私はひも解きたいので、ちょっとぜひね、ちょっと資料請求はしていただきたいと思います。お願いします。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆砂田典男委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。そういった取組はしていきたいと考えておるところでございます。なお、災害救助法、適用されますと、救助の主体が、市町村から都道府県に移るといようなこともございますので、そういった面からも、ちょっとアプローチといいますか、要望をしていきたいなとも思っております。以上です。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 関連するんだけどね、県とのやり取りの中で、県は何を根拠に、市町村に使用料を求めるわけですか、根拠は何ですか。どういった根拠、何を根拠に求めてくるんですか。教えてください。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆砂田典男委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。請求的な金額につきましては、県民体育館の利用料金をの基にきておりますし、その請求をしてくる根拠としては、先ほども申しましたけど、市のほうが、鳥取県民体育館を避難所として、あらかじめ指定をしております、それに基づいて開設した避難所ということで、指定管理者との関係の中で、市が避難所を開設した部分については負担すべきだと考えてというような旨の回答があつるところでございます。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 あくまで、県民体育館の使用料なのか、あるいはね、県民体育館を避難所として開設するに当たって、例えば、その職員の人件費部分なのか、その辺は、今まで答弁か何かあったんですかいな、教えてください。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆砂田典男委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 危機管理課、植田でございます。請求の中には、副委員長おっしゃるような、場所としての使用料、利用料と、併せて、やはり県の施設、大規模な、あれだけの大きな施設で、市の避難所班は、当然派遣されているところがございますが、各種照明ですとか、空調ですとか、その他の施設管理の面がございまして、市の避難所班でそれを対応するということができませんので、その指定管理者の職員さんの人件費という部分も請求には入ってきているところがございます。以上です。

◆砂田典男委員長 いいですか。

◆長坂則翁副委員長 はい。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 以上で、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第127号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。はい。

それでは、ここで説明の終わった部署は、退席していただいて結構です。ありがとうございます。

マイナンバー情報総点検の対応状況等について（説明・質疑）

◆砂田典男委員長 よろしいですか。続きまして、報告に入ります。マイナンバー情報総点検の対応状況等について、執行部、御説明をお願いいたします。

○有元薫治総務課公文書管理室長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 有元室長。

○有元薫治総務課公文書管理室長 はい。資料3のほうをお願いしたいと思います。はい、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい、どうぞ。

○有元薫治総務課公文書管理室長 資料3の2ページをお願いいたします。マイナンバー情報総点検の対応状況等についてでございます。

まず、1の経過等でございます。マイナンバーのひもづけ誤りの事例が、全国で発生している状況を踏まえまして、6月21日に、国のほうにマイナンバー情報総点検本部が設置され、マイナンバーのひもづけに係る総点検が、全国で実施されております。本市におきましても、7月26日に、総点検本部を設置し、この総点検を円滑に進めるための体制を整えております。この総点検の前段として、7月31日までに、マイナンバーのひもづけ方法の業務実態調査が国のほうで行われ、各担当部署が、各省庁に対して回答を行っております。また、8月8日には、国の総点検本部において、中間報告として、この調査の結果が報告されております。その後、8月25日には、総点検の実施方法を示した総点検マニュアルが、デジタル庁で策定され、9月6日には、個別データの点検対象機関名が公表されております。

次に、2の総点検の対応についてでございます。（1）のマイナンバーのひもづけ方法の業務実態の調査につきましては、住民基本台帳システムと業務システムを自動連携しているか、基本4情報、氏名・生年月日・性別・住所の全部の情報により、マイナンバーを照会しているか

など、ひもづけ方法についての調査が行われました。この調査に基づきまして、次に行われる個別データの点検が必要かどうかの整理が、国において行われております。

次に、(2)になります。先ほどのひもづけ方法の業務実態の調査を踏まえまして、11月末までに、個別データの点検を行う事務が公表されております。本市におきましては、生活保護と障害者手帳、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳が対象となっております。なお、障害者手帳につきましては、複数の自治体で、ひもづけ誤りの事案が発生してる状況を踏まえ、事務を行う全ての自治体が、個別データの点検対象となっております。対象となる人数でございますが、生活保護については約2,700人、障害者手帳については、3種類の合計で、延べ1万4,000人となっております。

総点検の方法につきましては、総点検マニュアルや、厚生労働省が別途示されるマニュアルに従い、業務システムと住基ネットのマイナンバー、プラス、基本4情報を照合するなどして、点検作業を行います。

今後のスケジュールにつきましては、原則11月末までに完了することになりますが、おおむね月1回の進捗状況、国に報告しまして、その状況を国が公表するということになっております。以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本件について、委員の皆様から、質疑、御意見等はございますか。

◆伊藤幾子委員 はい。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 まず、その初めに、7月の31日までに、各部署が一応調査をしたと、国に返事をしたと。そしたら、また国のほうから、さっき言われた生活保護情報だとか、障害者手帳情報について点検をということで、11月末までにということなんですけれども、その7月31日までにやった点検と、この11月末までにやる点検の中身っていうのが違うわけですか。

○有元薫治総務課公文書管理室長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 有元室長。

○有元薫治総務課公文書管理室長 はい。公文書管理室、有元でございます。この7月に行われたものにつきましては、全体のそのひもづけ方法の実態調査でございまして、アンケート調査みたいな感じで行われておりまして、住民基本台帳システムと業務システムを自動連携しているかとか、基本4情報の全部により、マイナンバーを照会しているかなどの問いがあって、それに対して、国のほうに回答したというものでございます。個別点検につきましては、それぞれの各データを1つずつ調べていくというような作業になっております。以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。分かりました。それで、その総点検マニュアルっていうものが国から示されて、それに基づいてやるわけですけれども、もともとね、この鳥取市もありましたけど、間違った情報がかっついてたっていうね、ひもづけされてたっていうことが、全国で起こってるわけですけど、そもそも最初、そういったひもづけをしたりするときのマニュアル、最初のマニュアル、それはあったのかどうか、国のですよ。

○有元薫治総務課公文書管理室長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 有元室長。

○有元薫治総務課公文書管理室長 国のマニュアルというところでございますが、ちょっとそこは各省庁で対応ということですので、我々、ちょっと全部は把握してないといったようなところでございます。以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 各省庁によって、あつたりなかつたりってということなのでしょうかね。そうなってくると、結局は、国がやれってということだったから、国がマニュアルを作ればあるし、作ってなかったら、各自治体で、特段、その入力っていうかね、最初の作業のときね、そのときのマニュアルを作らないといけないというわけではなかったということでもいいですか。

○有元薫治総務課公文書管理室長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 有元室長。

○有元薫治総務課公文書管理室長 マイナンバーの利用事務におきましては、手順書というのがありまして、それに基づいて、日々の業務を行っている、それは各事務が作っているというところでございます。ただ、そのひもづけ方法に関しては、具体的なマニュアルっていうのは、特に定めていなかったというところでございます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。これ、その7月末の分っていうのは、あくまでも、どういうふうにもひもづけをしたのかっていう調査だと。今度は、その11月までには、一件一件、それで間違いがないかっていうのを調べていくと、そうはいつだって、かなりの仕事量になると思うんですね。通常業務をしながら、この点検をしていくわけですけれども、その生活保護情報と、その障害者手帳情報、これをやっていく体制っていうか、それはどういうふうになされていくんでしょうか。

○有元薫治総務課公文書管理室長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 有元室長。

○有元薫治総務課公文書管理室長 すみません。公文書管理室、有元でございます。まず、この点検作業につきましては、国のほうが、点検支援ツールというのをつくりまして、住基システム、住基ネットのマイナンバー、プラス、基本4情報と、業務システムのマイナンバー、基本4情報、これを完全に一致するものと、そうでないものに自動的に振り分けるといったようなこととなります。一致しないものについて、読み合わせや目検、場合によっては、本人への調査によって確認を行うということでございます。この国の総点検ツールにつきましては、9月末ごろの配布となっております。これが有効に機能すれば、割と効率的に業務が進むものと考えております。また、その分類後のその点検が必要な情報の数については、ちょっと今のところ分かっておりませんので、どれぐらいの作業になる、作業のボリュームになるかっていうところは、今の状況では、ちょっとはっきり言えない状況でございます。以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 作業量は、今のところ分からないってということなんですけれども、この間、マ

イナンバーカードを作ることだとか、マイナポイントをつけることだとか、そういったことには、国はどんどんお金を出してきたわけですね。今回、こうやって点検しなさいというときに、そうはいつでも、時間外っていうのがね、もしかしたら出てくるかもしれない。そういったときに、その分って、国は見てくれるんでしょうか。

○有元薫治総務課公文書管理室長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 有元室長。

○有元薫治総務課公文書管理室長 はい。公文書管理室、有元でございます。これにつきましては、多くの自治体が、これ、国の説明会が先日ありまして、多くの質問が出たところでございますが、国のほうは、点検状況等見極めつつ、地方自治体に対して、十分配慮するという説明に、今のところ、とどまっております。具体的な支援の対象等については、現在行っており、今後お示しするという回答でございました。以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 分かりました。余分な仕事だと私は思います、これは。本当にね、何ていうか、国がとにかく、もうどんどん どんどん進めようとね、本当にやってきたことが、こういうことになってるんだなと改めて思いますけれども、本来、行政の仕事っていうのは、やっぱり決まった仕事があるわけですね、それプラス、市民の人たちの、どうね、本当によりよく、本当に生活してもらおうかっていうことで、新たな施策を考えたりとか、いろいろ本当に、部署によっては、困ってる人のところに寄り添ってね、いろいろやっていくとか、しかも、今回、鳥取は、台風っていうね、大きな被害もありましたし、そういう中で、期限を決められて、こういう余分な仕事をさせられるっていうのは、やっぱりこのマイナンバー制度は、ほんまによくはないというのは、意見として言っておきます。はい、以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

◆岡田 実委員 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 岡田でございます。経過等の中でですけども、本市マイナンバー情報総点検本部を開催しているところがございますが、この本部は、どういった構成になっているのでしょうか。

○有元薫治総務課公文書管理室長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 有元室長。

○有元薫治総務課公文書管理室長 はい。公文書管理室、有元でございます。本部につきましては、市長を本部長、副本部長を副市長としたものになっておりまして、本部員については、点検に関係する各部長が構成員となっております。以上です。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 はい。すみません。具体的には、どういった部とか、そういったところは分かりますでしょうか。

○有元薫治総務課公文書管理室長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 はい、有元室長。

○有元薫治総務課公文書管理室長 はい。公文書管理室、有元でございます。本部員につきましては、総務部長、税務・債権管理局長、企画推進部長、経営統括監、市民生活部長、福祉部長、健康子ども部長、子ども家庭局長、鳥取市保健所長、教育長、教育委員会事務局副局長になります。以上です。

◆岡田 実委員 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 はい。ありがとうございます。総点検っていうふうになってるもので、どういったところが総点検されるのかなと思ひまして、ちょっと本部の部のところを聞かせていただきました。

それで、総点検の対応のところなんですけども、続いてなんですけど、今ここに記載してあるのは、住基システムと業務システムとを自動連携しているかっていう、何か共通的な、この見方でいうと、共通的な点検がございまして、さらに、この（２）のところではいきますと、個別データの点検っていうことで、そのときに、生活保護情報であったりとか、障害者手帳情報っていう、こういう何か二本立てのように見えるわけなんです。そこでなんですけども、まず、その個別データっていうのは、この２つ、ここ、あるんですけども、それ以外にも、個別データっていうのは、何か存在っていうのですか、その辺がちょっと分からなくてなんですけども、あるものなんでしょうか。

○有元薫治総務課公文書管理室長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 有元室長。

○有元薫治総務課公文書管理室長 業務システム、それから住基ネット、それぞれマイナンバー、プラス、基本４情報ということで、氏名・生年月日・性別・住所、これについて確認するというところでございます。あと、このマイナンバーの制度として、情報連携っていうのがありまして、まず、その情報連携をするに当たって、この業務システムのデータを、副本登録といって、中間サーバーというところに１回コピーさせて、それによって、情報連携を行うというような仕組みがございまして、この中間サーバーにも、そのマイナンバー、プラス、基本４情報っていうのが入ってまして、それについても、併せて、その各省庁の指示に従って行うということにはなっております。以上です。

◆岡田 実委員 委員長。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 すみません。あと、その個別データっていうところなんですけども、何かそういった、ここでいうところの生活保護情報というふうな、具体的にこう、あとは、障害者手帳情報と、具体的なその情報名があるんですけども、その全体的な、その中間サーバー的な、その照会とかいうところとは別に、何か個別の、今後総点検するに当たっての、個別的な情報データっていうものはあるものなんでしょうか。

○有元薫治総務課公文書管理室長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 有元室長。

○有元薫治総務課公文書管理室長 はい。公文書管理室の有元でございます。今回の点検につき

ましては、マイナンバーと個人情報ですね、各生活保護の各情報であったり、障害者手帳の情報だったりというところで、それぞれ、その人のマイナンバーと、その人の、例えば、生活保護の情報がきちっとひもづけられているか、番号とかが、きちっと合っているかっていうところの点検ということになります。はい、以上でございます。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 はい、はい。はい、分かりました。はい、ありがとうございます。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。

鳥取市人権施策基本方針第3次改訂について（説明・質疑）

◆砂田典男委員長 それでは、続きまして、鳥取市人権施策基本方針第3次改定について、執行部、御説明をお願いいたします。

○谷口恭子人権政策局長兼人権推進課長 委員長。

◆砂田典男委員長 谷口局長。

○谷口恭子人権政策局長兼人権推進課長 はい。人権推進課、谷口でございます。それでは、資料3の鳥取市人権施策基本方針第3次改定について、御説明申し上げます。この人権施策基本方針は、鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例の第5条に位置づけておりまして、本市の人権施策の基本的な考え方や方向性を示すものでございます。本日は、まだ文章でお示しできる段階ではございませんが、取組状況について報告をさせていただくものでございます。

それでは、最初に、資料の4ページを御覧いただきたいと思っております。全体構成から御説明いたします。第1章～第3章は、基本的な考え方、取組経緯、基本的施策、推進体制を定めております。第4章は、様々な人権問題として、同和問題から自死に関わる人の人権問題まで、17の個別問題別に、これは中身でいきますと、現状と課題、施策の推進方針で、更新、構成をしているものでございます。

それでは、3ページを御覧ください。1のほうから、かいつまんで御説明をいたします。人権施策基本方針は、2007年、平成19年に策定以降、5年を目安に改定をしているところでございます。改定に当たりましては、条例に基づきまして、差別のない人権尊重の社会づくり協議会の意見を反映しているものでございます。現在の方針は、2018年、平成30年に策定いたしました第2次改定でございまして、策定から5年が経過して、昨年度、第3次改定に着手したところでございます。

第2次改定以降の取組といたしましては、社会情勢を受けまして、人権問題が複雑・多様化する中、人権教育・啓発面では、コロナ禍もありまして、取組が停滞している時期もございました。人権擁護に関しましては、各種相談体制や当事者支援の拡充が図られまして、各施策の推進方針に沿った取組が行われていると総括しているところでございます。

第3次改定は、この第2次改定の中身をしっかりと継承して構成いたしまして、第11次総合計画の個別計画として位置づけることとします。この中で、社会情勢の変化や市条例の改正、国の法整備を踏まえ、内容の見直しを図っているところでございます。様々な人権問題の施策の方針の見直しにつきましては、関係団体の各分野の関係者から、現状の課題や要望、こういったものを聞き取りをしております。これに、協議会からの御意見を反映したものを、たたき台として、現在、協議会の意見を集約中でございます。

第3次改定のポイントを、左下のほうに記述をしております。黄色の改定のポイントというところだけ申し上げたいと思います。本市は、人権尊重都市宣言をしております。この宣言や条例の理念を踏まえつつ、総合計画のまちづくりの目標、誰もが自分らしく暮らすことのできる地域共生のまちづくり、こちらを反映いたしまして、これまで取り組んできた人権施策を、引き続き、市民や事業者、関係機関の皆様と協働・連携して、より一層推進を図りたいと考えているところでございます。以上です。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本件について、委員の皆様から、質疑、御意見等はございますか。

◆岡田 実委員 よろしいでしょうか。はい、委員長。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 はい。説明の中で、様々な人権問題に、本市は取り組んでいくという中で、人権というところで見ますと、例えば、憲法におきましては、法の下に平等であって、人種とか、信条とか、性別、社会的身分または門地というふうな形の中で、ここにもちゃんと、外国人の方とかですね、今のこの4ページのほうなんですけども、4ページの中に記載されてるところについては、整理されてるかなと思って見るんですが、国際人権の部分でいきますと、この信条の部分でいきますと、宗教というところも入ったりもするんですけど、ほかは大体入ってる感じがあるんですけど、それが当たるところっていうのが、この様々な人権問題の中では、どこに相当しているのかを教えていただけたらと思います。

○谷口恭子人権政策局長兼人権推進課長 委員長。

◆砂田典男委員長 谷口局長。

○谷口恭子人権政策局長兼人権推進課長 はい。人権推進課、谷口でございます。様々な人権問題の中で、宗教という切り口で、そこで人権問題を取り扱ったという分野は、現在のところはないという状況でございます。以上でございます。

◆岡田 実委員 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 現在のところ、取り扱ったことはないっていうのは、どの場面で取り扱ったことがない状況でしょうか。

○谷口恭子人権政策局長兼人権推進課長 委員長。

◆砂田典男委員長 谷口局長。

○谷口恭子人権政策局長兼人権推進課長 はい。人権推進課、谷口でございます。人権問題、広くあると思うんですけども、宗教による差別というテーマで、人権問題というのを掘り下

げてしたことはないということで、そういった意味でございます。以上でございます。

◆岡田 実委員 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 はい。重ねて質問します。今までは取り扱ったことがないという中で、先ほども、この説明でありましたように、本市の人権政策は、一人一人の人権が、全ての人の人権が尊重される社会というふうな、大きく目指してるところがあるんですけども、そういった観点から見たときに、今までは話されたことがないというところもあるんですが、具体的には、宗教という部分については、今後、本市としては、どのように取り扱っていくかっていうふうな、そういう方向性っていうものはありますでしょうか。

○谷口恭子人権政策局長兼人権推進課長 委員長。

◆砂田典男委員長 谷口局長。

○谷口恭子人権政策局長兼人権推進課長 はい。人権推進課、谷口です。今回、3次改定につきましては、これまで、人権意識調査というのを10年に1遍しておりました、その内容を反映してつくっておりました。このたびは、その5年を迎えての改定でございましたので、第2次改定の内容を、基本的に引き継ぎますという方針を立てさせていただいたところです。これからパブリックコメント等もかけますので、この3次改定のその反映が難しいかとは思いますが、そういったその課題というものは、しっかり状況を踏まえながら、人権問題の啓発や解消に向けては、取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

◆岡田 実委員 委員長。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 はい。御存じのとおり、今、ちまたでは、いろんな意見、いろんな社会問題として取り上げられてる場面もありますし、宗教というのは、特定の宗教ではなくて、様々な宗教の内容であったりとか、あとは二世問題であったりとかですね、これもいろんな種類の宗教の中で起きている問題が取り上げられているわけでございます。ニュースとかメディアの中でも、一般に聞くメディアの部分もあるんですが、ネットとか、そういったところで見ると、かなり深い部分で、多方面にわたって苦勞されてる方があると思っておりますし、本市においても、そういった方がいると思っております、あくまで憶測なんですけども。ですので、できるだけ早い部分というのはあるんですが、今、現にそういった問題も起きてるところを見ると、もう少しこうスピードを上げて、しっかりと検討していただけたらと思っております。意見でございます。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で。

（「ありません、なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

多様な性に対応した市民サービスについて（説明・質疑）

◆砂田典男委員長 それでは、次に、多様な性に対応した市民サービスについての御説明を、執

行部、お願いいたします。

○谷口恭子人権政策局長兼人権推進課長 委員長。

◆砂田典男委員長 谷口局長。

○谷口恭子人権政策局長兼人権推進課長 はい。人権推進課、谷口でございます。そうしましたら、多様な性に対応した市民サービスについて御説明をいたします。

現在、県が、同性カップルとその親子、子ども含めて、自治体が家族と認定いたします、ファミリーシップ制度の創設を検討しております。本日の日本海新聞にも記載がございました。このファミリーシップ制度の創設に当たりまして、県内の市町村では、この性の多様性に寛容な社会となるよう、この県の制度に呼応いたしまして、市民サービスが提供できるよう検討しておりますので、報告をさせていただくものでございます。

同性ファミリーシップ制度とは、御承知のとおり、自治体が独自に要綱を定めまして実施するもので、家族である関係性を認め、証明書を発行したり、自治体の行政サービスを提供するものです。すみません、資料は5ページのほうになります。この中には書いておりませんが、国の制度には及ぶものではございませんので、法律上の婚姻ではないことから、同性パートナーシップ制度を受けたからといって、例えば、税法上の配偶者控除や相続権に該当するものではございません。

県制度について御説明したいと思います。追加資料に、県の常任委員会の資料を添付しておりますので、そちらのほうを御覧いただきたいと思います。詳細は割愛いたしますが、1ページ目の最初の説明文にありますように、県は、性的マイノリティーの当事者の方や有識者の方と研究会を立ち上げられまして、当事者の御意見を取り入れながら、ファミリーシップ制度を、現在も構築中でございます。

県と市町村との役割分担について御説明いたします。追加資料の一番下の下段の図を御覧ください。新たな試みと書いてある部分でございます。当事者からの届出の受理や証明書の交付は、県が一括して行います。情報管理も県が行うということでございます。右側に、市町村とございますが、市町村は、当事者の方から、県発行の証明書の提示を受けることによって、家族と取り扱いはして、例えば、公営住宅や市営墓地等の行政サービスを提供するというものでございます。

それでは、資料3の5ページに戻っていただけますでしょうか。この2の下の方に、県制度と連携した市民サービスのイメージを示しているところでございます。県も、ただいま制度を構築中ということでございますので、正式な要綱はまだ届いておりません。本日の資料もイメージとしておりますので、変更になるかもしれません。

今後の予定でございますが、来週19日に、本市が、県内市町村に呼びかけまして、なるべく県内統一的な運用となるよう、市民サービスの考え方や取扱いについて協議する場を設けることとしております。導入に当たりましては、地域社会の協力が必須でございます。県主導で全県的な周知を進めていただくことや、病院にも理解や協力を求めていくということでございますので、連携して取り組んでまいりたいと思います。県は、昨日の記者会見で、10月1日からの運用を開始したいということでしたので、本市もその運用に合わせて、本当に急ピッチで検

討を、運用ができるよう取り組んでいきたいと思っております。

資料の1のほうは、本市の取組経過でございますので、お読み取りいただければと思います。啓発の状況を補足いたしますと、令和元年度～4年度まで、コロナ禍にはあったんですが、地区や企業、PTAを対象に、人権教育推進員を派遣して、性的マイノリティーの人権問題をテーマに研修をしております。延べ35団体、約1,800人の方を対象に研修を実施をしているところでございます。今年度も、このテーマで、招致企画集会をされる地区もでございます。地域では関心が高まっていると捉えております。そのほか、人権尊重の市民集会や、人権とっとり講座、あと、男女共同参画センター輝なんせ鳥取でも講座を開催し、広く啓発にも努めていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本件について、委員の皆様から、質疑、御意見等はございますか。

◆伊藤幾子委員 はい。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 本当に、私は、これ、よかったなと思います。それで、一応、10月1日からスタートということなんですけれども、定期的にね、何か今日の新聞報道では、まだ全自治体にはなっていないような報道だったかと思うんですけれども、その10月1日以降、定期的に、県内市町村集まって、県含めてね、集まって、いろいろその情報共有だとか、あと、どう改善していくようなことがあれば、改善につなげていくだとか、何かかそういったことを、今後も話し合いをされていくという計画があるのかどうか教えていただけますか。

○谷口恭子人権政策局長兼人権推進課長 委員長。

◆砂田典男委員長 谷口局長。

○谷口恭子人権政策局長兼人権推進課長 はい。人権推進課、谷口でございます。県は、恐らく、この周知につきましても、今現在、手をつけて検討しているということですので、恐らく、数回はされる必要はあるんじゃないかなというふうに思っております。本市といたしましても、やはりこれは、全県的に統一的な運用がいいというふうに考えておりますので、今回呼びかけをさせていただきましたが、今後も、引き続きやっていきたいと考えております。以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 本当に、県内統一的なということは、私もそれでいいとは思いますが、県内統一ってなると、基本、県が音頭を取った形になってますので、境港が先行してましたけど、県が音頭を取ったという形になってるので、何かこう、県主導でね、県主導で、いろいろ今後ね、改善されていくことがあれば、改善だとか、そういうことではなくて、やっぱりそれぞれ、直接、住民さんと関わるのは市町村ですから、やはり、そこからの声とかもしっかりと、こう反映させて、よりよい制度にね、なっていくような、やっぱり仕組みというものを、やっぱりつくってほしいなと思いますので、決して、市町村が受け身ではなくてね、直接やっぱり住民と関わるというところでは、そういった点、意識をして、今後やっていきたいなと思います。以上です。

○谷口恭子人権政策局長兼人権推進課長 委員長。

◆砂田典男委員長 谷口局長。

○谷口恭子人権政策局長兼人権推進課長 はい。人権推進課、谷口でございます。今回も、本市のほうで、各市町の皆様から、いろいろなお話を聞かせていただいたり、県の最初の要綱のほうで問題があったりした点につきまして、取りまとめて、県に要望したり、今回のその協議会も、市町村のほうから提案して行ってる状況でございますので、しっかり当事者に向き合う市町村として、準備を進めていきたいと考えております。以上です。

◆砂田典男委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 はい。もう、これ、大きな一歩かなと思っております。内容を見ても、最初のところで、電子申請ができるというところだったり、僕も当事者の方から話聞く中で、なかなかほかの自治体が、まだそこまでできてないという中で、いい仕組みになるんじゃないかなと思っております。今、多分、全体のこうイメージが固まったっていうところで、実際、システム構築とか、これからっていうところもあると思うんですけど、1個気になってるのが、この市の窓口に来たときに、このイメージ図で言えば、②・③っていうとこ、確認・回答っていうところが、どれぐらいなスピード感をイメージされてるのか、数日かかるものなのか、もうその窓口で完結するものなのか、今の時点で決まれば教えてください。

○谷口恭子人権政策局長兼人権推進課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 谷口局長。

○谷口恭子人権政策局長兼人権推進課長 はい。人権推進課、谷口です。最初に、県から御提案があったときにも、ここは気になってございまして、しっかり、例えば、市町で持っているその住基情報で確認できていれば、わざわざ照会する必要がないんじゃないとか、そういうふうには、まだ、何ていうんでしょうか、市町村からの意見を県にぶつけているところでございますので、必ずしも、照会が必要という内容ではなくて、できれば、その窓口で確認できる状態が望ましいと考えております。その辺りも、19日の協議会でも、意見を申し上げたいと思います。以上です。

◆砂田典男委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 ぜひ、そのように、もし、ここ、数日とかかかっちゃうと、もう正直、この届出受理証明書の効力も、何かすごい、弱くなっちゃうとか、それを事前に出してもらってるから、窓口でも簡単っていうのが、恐らく、技術的には全然難しくないと思うので、その場でできるのが一番好ましいんじゃないかなと思いますので、ぜひ、そっちで進めていただきたいと思います。

あと、もう一点が、市の職員への周知っていうのも、すごく大切だなと思って、恐らく、担当課は、詳しく勉強するんだと思うんですけど、恐らく、来年以降、また人事異動とか等もあるので、これ、窓口に来た人が、悲しい思いをしないようになっていうところでは、本当に全職員への周知っていうのを、今の段階で、今後計画みたいのは決まっていますでしょうか。

○谷口恭子人権政策局長兼人権推進課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 谷口局長。

○谷口恭子人権政策局長兼人権推進課長 はい。人権推進課では、昨年犯罪被害者の支援等も

取り入れまして、やはり、窓口職員の対応は大切であると考えております。窓口職員の周知、それから、全庁的な周知も、これからしっかり図っていきたいと思っております。このカードの見本ですとか、あとは、県のほうに、チラシの作成ですとか、そういったものもお願いしておるところでございますので、しっかりみんなが同じ情報共有をして対応していきたいと考えております。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で。

◆岡田 実委員 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 はい。すみません。確認なんですけども、この今の2の、その窓口から、②の確認のところの具体的な方法としてなんですけども、どういったところを確認するのかっていうところは、やはりこう今課題になってるっていうところで、19日のときでもお話しはされるってあったんですけど、今の課題といいますか、どんなところが、今想定、確認の方法としてはされておりますでしょうか。

○谷口恭子人権政策局長兼人権推進課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 谷口局長。

○谷口恭子人権政策局長兼人権推進課長 はい。人権推進課、谷口でございます。当初、県のほうが想定されてましたのは、市町村の窓口から、県の担当課に照会の電話をしたときに、誰もが対応できるのかと、いつでも対応できるのかということもございまして、その辺りが、県のほうのその照会を受ける体制ができているのかとか、先ほどありましたように、その窓口で市民の皆様をお待たせすることにならないかですとか、そういったことが課題でございました。その辺りについて、今後協議をしていくということでございます。以上です。

◆岡田 実委員 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 はい。といいますのが、その同性のファミリーシップ制度っていうのは、本当にこれは、今まで本当に苦労されてきた同性の方がいらっしゃると思うんですけども、その苦労してる内容については、病院の面会であったりとか、その公営住宅に入れなかったりとか、そういったところは、よく寄り添って見ていかなければいけないと思うんですが、ここでいうところの同性ファミリーシップの同性っていうのは、あくまで同性愛者っていうふうに捉えていいものでしょうか。といいますのが、例えば、分からないんですが、同性、同性で来て、本当でお互いが支え合って、助け合って、その助け合うために一緒に暮らしてる方もいたりするんじゃないのかなと思ったりもするわけなんです、パターンとすればですね。そういった場合においても、同じように助けることができるのかとかいうことをちょっと思うものですから、あと、同性であったとしても、すごく年齢が離れてて、年を取られた方を若い方が支えていかなきゃいけないんだみたいな格好で、一緒になって暮らしてる場合もあるのかも分からないですし、そういったところを病院に、入院のお見舞いに行ったときに、いや、おたくは家族じゃないから駄目ですよ、だったら、ファミリー、この今でいうところのファミリーシップ制度を取って、あくまで家族として、その支えていけるような、そういう関係もありのなの

かなと思うものですから、あくまで、ここでいうところの同性ファミリーシップの同性っていうのは、どの部分の同性なのかっていうところは分かりますでしょうか。

○谷口恭子人権政策局長兼人権推進課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 谷口局長。

○谷口恭子人権政策局長兼人権推進課長 はい。人権推進課、谷口です。全国的にもそうだけれども、このファミリーシップ制度のパートナーといった場合に、恋愛対象、それから人生のパートナーとして、届け出たいというお気持ちがあるようでございます。届出の要件というのが県でも決められようとされてまして、例えば、双方が民法の成年に達していることとか、双方に配偶者がいないこと、近親者ではないこと等定めております。それ以外で、その届出の要件に当てはまれば、あとは届出者のお考えだと思いますので、受理されるものと考えます。以上です。

◆岡田 実委員 委員長。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 はい。分かりました。届出者の、あとは、その状況によりますということで、内意的なところは聞くことができない、そうしてしまうと、本当に悲しい思いをしてしまうところがあると思うんですけども、その条件さえ当てはまれば、年齢のことであったりとか、特に同性、とにかく、ここでいうこの同性で、条件が当てはまれば、ファミリーというふうな形に、認定、受理していただければというふうに捉えていっていいでしょうか。

○谷口恭子人権政策局長兼人権推進課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 谷口局長。

○谷口恭子人権政策局長兼人権推進課長 はい。人権推進課、谷口でございます。現時点の要綱でございますが、双方または、いずれか一方が性的マイノリティーである方というふうにされてるようですので、はい。幅広く該当になるのではないかなというふうに考えます。以上です。

◆岡田 実委員 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 はい。分かりました。ありがとうございます。

◆砂田典男委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 はい。すみません。先ほど、今、確認のところで、ちょっとまだ決まってはないうと思うんですけど、電話での確認っていうのも、今、さっき、ちらっと言われたなと思って、まだ決まっていないうと思うんですけど、電話は絶対避けたほうがいいなと思って、やっぱり、当事者、窓口に来たときに、そこへ電話で、やっぱり声を出して確認するっていうのは、当事者すごく、やっぱり嫌な思いをする人もいると思うので、ICチップ等だったり、何かしらパソコン使ったの照合っていうのは、今、全然難しくないと思うので、ぜひ、もし今後、検討の中で、その電話等の確認っていうのが出てきたら、ぜひ、ちょっとそこは反対していただきたいなと思います。

○谷口恭子人権政策局長兼人権推進課長 はい。ありがとうございます。

◆平野真理子委員 すみません、いいですか。

◆砂田典男委員長 平野委員。

◆平野真理子委員 はい。本当に、いい取組をしていただくようになって、うれしく思います。以前に、パートナーシップのことで御相談したときに、当事者の方が、ここの1の②に書いてあるんですけども、制度より地域社会への理解が優先される、制度導入に対する不安の声を伺っていると書かれてますが、この点については、解消というか、対応はされているでしょうか。

○谷口恭子人権政策局長兼人権推進課長 委員長。

◆砂田典男委員長 谷口局長。

○谷口恭子人権政策局長兼人権推進課長 はい。人権推進課、谷口です。このたび、県のほうが、当事者と有識者等も踏まえて研究会を立ち上げられて、この制度に至ったということでございます。当事者の方もいろいろな、様々な方がいらっしゃると思いますので、全ての不安が解消されたというわけではないとは思いますが、1つは、国のほうがLGBT理解増進法、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律を6月23日に施行されたということがありまして、これは本当に、日本国、全国挙げて理解を進める動きがあるというところの背景も、この取組の背景にあって、本市としても、できるのではないかというふうに考えてるところです。以上です。

◆平野真理子委員 分かりました。いいです。

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

◆平野真理子委員 はい。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。それでは、以上で報告を終わりたいと思います。

そのほかにも、執行部から何かございますか。よろしいですか。はい。

それでは、請願審査は、委員のみで、質疑、討論、採決を行いますので、執行部の皆様は、御退出ください。ありがとうございました。

（ ） ありがとうございました。

令和5年請願第6号一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める意見書の提出をを求める請願（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 はい。それでは、続いて、請願審査に入りたいと思います。令和5年請願第6号一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める意見書の提出をを求める請願について、委員の皆様から、質疑、御意見等はございますか。

◆岡田 実委員 はい。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 はい。岡田でございます。質疑、意見なんですけども、今回のこの請願の中で、前回の6月議会の中で1つ議論となりました、この文書の中の世論調査で、約7割が選択的夫婦別姓制度に賛成してというところがありまして、それが、このたび、請願でそのまま上がっ

てるところもあるんですけども、ここは改めないのだろうかと思ひましての質問です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。その部分っていうのは、請願趣旨で書かれてあって、世論調査も、これは、たしか早稲田大学でしたかね、何かそうだったような気がしますけど、いろいろ議論はあるけれど、国が何年かごとにやってるね、調査もあつたりするので、あくまで、この請願趣旨として、このことを使われてる、請願者がね、使われてるけど、要は、請願項目は、一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府及び国会に求める意見書を上げてくださってということなので、先ほど、岡田委員が言われたところが気になるようであれば、それは別に関係ないというか、うん、だと思います。

◆上杉栄一委員 委員長。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 これ、大いに関係がある問題だというふうに、私は思っております。この請願趣旨の中に、国民の判断という点では、世論調査で約7割が選択的夫婦別姓制度に賛成と、こういうふうな文言があるんですけども、毎年、内閣府で、この世論調査はやってるんですけども、これの結果からすれば、その昨年の分については、夫婦同姓制度の維持が27%、旧姓の通称使用の法制度を設ける、これが42.2%、それから選択的夫婦別姓制度の導入っていうのが28.9%なんですね。ですから、この旧姓の通称使用を入れて、さっきの話で約7割になると。だから、これもあれも一緒になっていって、その選択的夫婦別姓制度の導入せえというような、非常に無理な理論があるというふうに、私は思っております。この調査は、毎年っていいですか、ずっと続けてやってるんですけども、ほとんどこのパーセンテージは変わってない。どんどんこの選択的夫婦別姓の制度の導入の割合が上がるのであるならばだけでも、ほとんどこれ、変わってないんですね。ですから、同姓の制度の維持も、あるいは旧姓の通称使用も、あまり変わってないような状況が、ここずっと続いているわけなんです。それを、この28%と42%と一緒にやって、その国民の世論調査では、選択的夫婦別姓制度が賛成というのは、これは非常に無理があるというふうに思います。

ですから、この文章の中に、最高裁は、制度の在り方については、国民の判断、国家に委ねるべきということですけども、国民の判断は、必ずしも、この選択的夫婦別姓の制度を導入に流れてるとは思えない。昨年の6月の、これ、大阪府議会が、旧姓の通称使用の法的根拠を与える議論を求める意見書を出しておられるんですけども、これも、やはり、今、私の話をした同じようなことが書いてあるんです。ですから、夫婦、選択的夫婦別姓制度については、親子の別氏が子供に与える影響などから、国民世論の懸念は大きい、これも同じように、この内閣府の調査の中で、国民に与える影響はどうなのっていう調査では、約7割の回答では、国民、子供に対する影響が大きいというふうに、こういった結果も、もちろん出ておるわけでありまして、それから、氏が変わることによって、どういうふうに感じるかっていうことですけども、約7割、8割は、非常にポジティブに考えている、ネガティブに、名前が変わったことによって、自分がその抹殺されたとか、自分の人生がなくなったというようなのは、僅か2割弱なんですけれども、あとの8割は、やはり、新たな、それこそ名前が変わることによって、

自分のこれからの人生が開けたというような、非常にポジティブな、そういった意見が、大勢を占めてる、そういう状況の中で、この夫婦別姓の使用について、もちろん、これ、否定するものではないんだけど、これを選択的夫婦別姓、別氏制度について、これを意見書を出すということについては、まだまだ時期尚早だというふうに、私は思います。以上です。

◆伊藤幾子委員 はい。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 先ほど、子供の名字が変わることによってというような調査結果も言われましたけれども、基本、やっぱり、今、何ちゅうのかな、家族は、基本、家族、同じ名字だっていうのが、大方、そういうことで、もう何十年も来てるわけなので、何かそれが、何ていうのかな、もう、そうあるもんだみたいな、そうあるもんだっていう前提の中での、やっぱり調査なので、なかなかこう意識がそこまで変わってない方も、たくさんいらっしゃると思います。けれども、今現在、別姓にしてほしいと、法的にちゃんと認められるようにしてほしいっていう人たちがいるわけですね。しかも、圧倒的に、その不利を感じているのは、女性なんです。だから、何ていうのかな、いろんなことが、どんどん どんどん多様性とかって言われてる世の中で、この氏にこう縛られないといけないっていうね、しかも、これね、今の法律、民法上は、婚姻届を出すときには、ちゃんとどっちかの氏を名乗らないと、届け出ることができないわけでしょ、戸籍法にしてもそうですよね。だから、法的には認められないという、それぞれ違う名字だとね。そういう中で、その通称を使えばええっていうのも、それは、あくまでも便宜上みたいな話であって、今の法的には、全く認められた問題ではないので、ことではないので、やっぱりみんなに、みんなにしなさいって言うわけじゃなくて、選択的夫婦別姓を求める人たちが、やっぱり法的にもね、それができるようにしていくっていうのは、やっぱりこれから、本当に大事なことだし、必要なことだと思います。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 選択的夫婦別姓を導入するっていうことは、まず、いわゆる戸籍制度の、これを改正していかなければ、民法の問題を、まず根本的に、これ、クリアしていかなければ、まず無理だというふうに思っております。制度だけ変えて、じゃあ、あと、それこそ、今の状況でいうと、相続はどうなるんだと、あるいは扶養はどうなるんだということになってくると、子供の氏、どうするんかということになってくると、これは、戸籍法がある限りは、なかなか厳しい状況になる。ですから、制度設計、この制度は、法律そのものを見直すような形になっていかないと。ただ、今、戸籍制度あるのは、日本と台湾だったかな、韓国だったかな、2か国だというふうに聞いているわけですし、そういう状況の中で、ずっと、この我が国においては、その戸籍というものの大きな、言ってみれば、アイデンティティーっていうかね、日本の国民の、ただ、それを、日本は遅れてる、遅れてるっていうような、欧米のほうからは話があるんだけど、それは、その制度そのものがないわけだから、遅れるも進んでも、何もない話なんです。ですから、この問題については、夫婦別姓を否定するものじゃない、するんであるならば、現在のその法律の中で、選択的に、選択的っていうですか、通称できるような形にするのが、今のところはベストだということなんです。以上です。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 はい。私も、どちらかという、反対の立場でなんですけども、今、戸籍のことがあったと思うんですけども、実は、もし、夫婦が別姓っていうところを、法的に、戸籍法上、もし仮に、それが通ったと、そのようにしたとなりますと、今度は、日本人の一人一人の家庭の名前がなくなる、ファミリーネームが、いわゆる外国の言葉でいうところのファミリーネームがなくなってしまうものであって、ファミリーネームがなくなるということは、その建物に住んでても、全て、名字も名前も、一人一人に当てられた名前というふうになってくるといふふうに想定できるわけです。そうすると、1代目、2代目、3代目続けていくと、ひょっとすると、その家庭に、3人、3つの名字の名前が、表札が上がるのが、可能性としてはないわけじゃなくて、それが4つ、5つといくと、どんどん代を重ねるごとに、そのうちファミリーネームというものが消滅するということが、単純に考えられるわけです。

ちょっと世界の状況を調べてみたんですけども、私の調べ方がよくないかも分からないんですが、ほぼ全ての国には、ファミリーネームというものが存在しております。唯一ないところは、何かスウェーデンだということなんですけども、っていうことは、今の日本の法制度の中で、単純に夫婦別姓を推進したときに係る、その影響というもの、もっとやっぱりこうクリアにしていかなきゃいけないじゃないかと思ひまして、その辺の研究を、もっとやるべきであって、今単純に、その夫婦別姓をっていう議論には、この国には合わないのじゃないのかなというところを思ひます。

もう一つ、ちょっと調べていましたら、夫婦別姓制度を推進してる方の著書を読んだわけなんですけど、具体的には、福島瑞穂さんの文章が、たまたまちょっと出てきたもので、見たら、その中によると、外国人のために夫婦別姓、夫婦別姓選択制を導入し、戸籍制度を破壊するというふうな言葉も、ちょっと見て、びっくりしたんですけど、その表現ですね。だから、一方では、そういう戸籍制度をなくしたほうが良いというふうな考え方もないわけではないだろうと。ただ、今、これだけ多様性のある私たちの国であるので、やっぱりそういう意見があるっていうことは、真摯に考えなければいけないんですが、そういった戸籍制度がなくなることによって、日本に与える影響っていうものを、もっと考えなきゃいけないっていうところが、そこがあって、ちょっと容易に、ここのところは賛成できないっていうふうな意見でございます。はい、以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 何ていうのかな、その選択的夫婦別姓の導入ってなると、ただ制度を導入しますには、それは、ならないのは、私でも分かります。だって今、障壁となっているのは、戸籍法だったりね、民法だったりするわけなので、そういうことも変えていかないと、法的にちゃんとクリアしていかなくていうのは、分かるんですけども、だから、当然、それもセットなんだけれども、民法にしても、要は、日本っていうのは、家文化ですからね、もう家文化ですからね、そこで、本当にこう、今でこそね、女性もいろいろ発言をしたり、家の中でもね、その家庭によってかもしれないけれども、昔みたいに封建的なね、扱いを受けるようなことは減ってきていると思うんですけども、本当に、この民法っていうことで苦しめられてきたのは、昔の

女性だと思います。やっぱりこのね、どんどん どんどん、本当に、女性も参政権得てね、いろんなところで活躍ができるようになってきて、そういった中で、やっぱりその女性の人たちが、やっぱりこれ、おかしいじゃないかと、それは、もう大分前から言われてるわけですよ、裁判もありました。そのたんに、悔しい思いをされてきたりして、でも、やっぱりこれって、おかしいよねっていうのは、消えないわけですよ。でね、もういい加減、いい加減、本当に国は、私は、これ、考えないといけないと思います、うん。1つの家の表札に、名前がいっぱいこうね、いろんな名字が出てきて、それがどうなるのか、それは私も分かりませんが、じゃあ、名字が違えば、その家族と言われてるね、人たちの絆が、じゃあ薄まるんかっていったら、そうじゃないでしょうと、実態からいくと。私は、それは違うと思うんですよ。結局、古い固定観念とか、こうあるのが当たり前みたいな、そういったもので来てるので、やっぱりそこは、ぶち破らないといけないと思うし、ちょっと私、福島瑞穂さんみたいな過激な言い方はしませんが、でも、やっぱり、法そのものをね、本当にいろいろ考えないと導入できない制度だと私も思いますから、それは、それひっくるめてね、やっぱり国に、やっぱり求めていくべきやと思うので、私は、ちょっとこの請願は賛成です。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 さっき、女性の場合のその割合はどうだという話なんだけど、これも同じように、内閣府の、それこそ女性年代別の調査、調査では、選択的夫婦別姓導入については45%、42%、年代によって違いますけど、47%が賛成。ところが、旧姓の通称使用も、大体同じぐらい出てるんですわね。18～29歳で43%、30～39歳で45%、40～49で39%ということで、ですから、必ずしも、その選択的夫婦別姓の導入に、その女性の皆さんが、これ、固執してるわけじゃないんですわ、これ見る限りはね。だから、言われるような意図からすれば、言やあ、女性に虐げられてきたから、それを解放せなあかんという、それはそれとして、また別の、これは、私は問題だと思うんで、この女性の、いわゆるアンケートの回答率見ても、やはりこの通称使用と、それから選択的とが、まさに半分に割れてるような状況の中で、これを一方的に持っていかってというのは、いささか問題があるのかなというふうに感じます。

◆伊藤幾子委員 委員長。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 あくまでも、通常のどちらかの姓を名乗るということも残しながら、選択的夫婦別姓っていう、そのどっちかに、片方にしましょうっちゅう話じゃないので、当然、男性の中でも、女性の中でも、意見が分かれてるのは、当たり前だと思います。従来どおりでいい人は、そのまますればいいと思います。けれども、いやいや、従来どおりじゃ嫌だと、やっぱり法的に選択的夫婦別姓を認めてほしいという声があるわけなので、だから、そこをやっぱり変えてくれっていうことを求める意見書だから、私は、これは、ぜひ上げていただきたいと思います。

◆砂田典男委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 はい。何点かありまして、僕は賛成の立場です。まず、世論調査については、正直、いろんなところから出て、どの調査を上げるかで、また、正直、数字も、あと、質問項

目によっても、数字が変わるとは思うんですけど、僕の考えもあるかもしれないんですけど、僕らの仕事って、その世論調査で過半数超えたから賛成だっていうものじゃないと思うんですよ。もちろん、それも、すごい大切な数値だと思うんですけど、それを参考に、僕らがどういう社会をつくっていきたいのかっていう、そういう判断の指標でしかないと思ってるので、世論調査が達してないから反対っていうのは、一意見かもしれないですけど、僕は、あまりそこは、固執すべきところじゃないなと思っております。

あと、これはちょっと反対派の意見として、伝統的に日本はこうだっていう意見は、たくさん出てると思うんですけど、それも、正直この、そもそも名字を持ちだしたのっていうのも、百何十年の歴史ですし、何かそこがこう同姓じゃなきゃいけないっていうのも、その明治以降のあれで、逆に、江戸時代遡ったら、そもそもその夫婦別姓っていうのが、ずっと続いてきたわけで、ちょっと伝統だっていうのは、ちょっと無理があるんじゃないかなっていうのが1点です。

あと、さっき上杉議員が言われてた、その民法と、この戸籍法との、どっちが先に動くかっていう、鶏か卵じゃないですけど、そこは確かに、もう、ちょっとどっちとも言えないなっていうような、この夫婦別姓が進んでいくから、そっちも改正しなきゃいけないっていう議論も、当然起こると思うし、そっちが先に動いたから、こっちも合わせてっていうのもあると思うし、それは、ちょっと正直、どっちとも言えないって、どっちを先に動かしたほうがいいのかっていうことかなと思います。

あと、僕も、ちょっと世界の例も調べて、それこそ、もう夫婦同姓じゃなきゃいけないっていうのを限定してるのが、やっぱり日本以外、ちょっと僕は見当たらなかったんですよ。世界がそれで回ってるっていうことは、ここに対して、日本としてのアイデンティティーじゃないですけど、それ以外の要素として、これ、夫婦同姓じゃないと社会が回らないっていうのは、正直、ちょっと言論として厳しいのかなと思っております。

あと、もう一点、家族が同じ名字じゃないと、家族としてのあれが成り立たないっていうのは、正直、僕は現状を踏まえてないなと思ってて、僕は、学校現場で、かなりの家庭の内情を見てきてるわけですよ。事前に家族の調査票みたいなのを出示してもらうんですけど、家族で名前が違うって、正直、結構いる、結構って、ちょっと言い方、あれかもしれないですけど、皆さんが思われてるよりいるんですよ。実際。特に、シングルのおうちとかだと、お母さんは戸籍上抜けてるけど、子供は戸籍上残ってるっていうので、親権はお母さんが持ってたとしても、子供は、例えば、お母さん側の親権に入ったとしても、子供はお父さん側の戸籍のままっていうところで、家族で名字が違うっていうのは、そのロジックを使っちゃうと、家族で名字が違う家族は、崩壊してるっていうふうなロジックも成り立っちゃうと思うんですよ。だから、何かこう夫婦で名字が違うとか、家族で名字が違うから、家族が崩壊してるって、それは外からの意見であって、中の当事者たちとしては、家族としての意識がすごく強いし、何かそれで、こう名字が違ったら、家族は崩壊するっていう、1つの考え方としてはあるのかもしれないですけど、僕は、実態としては、なかなかその論理はちょっと難しいんじゃないかなと。逆に、その論理を立たせてしまうと、今、その論理、実態、今の中で、そう生活してる家族に対

して、もう、ちょっと言いようがつかないと思っちゃうんですね。そういった点から、僕は、選択的夫婦別姓を、これは選択的ですので、そういうふうを選択したいうちが選択するのは、僕は特に問題がないと思うので、賛成です。以上です。

◆長坂則翁副委員長 委員長。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 様々な意見が出ておるわけですけども、実は、先ほど、人権推進課のほうから、同姓ファミリーシップ制度のそういった報告もあったわけで、いわゆる多様性を尊重するという流れに、今、社会はなっておると思うんですよ。ただ、今日の議論、前回もあるんですけども、確かに、民法、戸籍法の関係とか、様々言われておるんですけども、もう少し、やっぱり議論をしていく必要があるのではないか、可能な限り、やっぱりこの委員会で、完全一致とはいかなくても、議論をしていく必要があるのではないか、そういった意味で、私は提案したいんですけども、再度、継続審査にすることについて、私は皆さんに、どうでしょうというお諮りをしたいと思うんですけども、どうでしょう。委員長のほうで進めてください。

◆砂田典男委員長 ただいま、継続審査を求める意見がございましたので、継続審査をお諮りいたします。本請願について、継続審査にすることについて、賛成される方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

◆砂田典男委員長 挙手少数です。よって、このまま審査を続けます。

◆平野真理子委員 はい。

◆砂田典男委員長 平野委員。

◆平野真理子委員 はい。私は、この選択的夫婦別姓制度については賛成です。公明党も、女性活躍を推進するために、この選択的夫婦別姓制度については、よいことという考えで推進しています。ただ、この請願の趣旨、先ほど、これは趣旨だからというふうには言われたんですけども、この趣旨には、世論調査で、約7割の国民が選択的夫婦別姓制度に賛成をしており、それが国民の判断であるというふうに述べられています。そういった趣旨があるから、この請願が出てきてるっていうことを考えますと、この世論調査で、約7割が賛成とまとめられた回答の内訳を見ますと、選択的夫婦別姓の制度を導入したほうがよいが29%ですが、夫婦同姓を維持した上で、旧姓の通称使用についての法制度を設けたほうがよいという方が42%となっており、これをもって、必ずしも国民が、この夫婦別姓制度に賛成しているっていうことは言えないと思います。そういう意味では、この本請願の項目の趣旨としてのこの事実誤認があると、事実認識が間違っているっていうふうに判断しまして、この本請願については、賛成しかねないというふうに考えます。

◆砂田典男委員長 そのほか委員の皆様で、何かございますか。

◆長坂則翁副委員長 採決しちゃあ、うん。採決しちゃあ。

◆砂田典男委員長 はい。それでは、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

◆伊藤幾子委員 はい。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 私は、この請願に賛成の立場で討論します。いろいろ意見も言わせていただきました。今現状を言いますと、婚姻届を出す場合、両者が結婚しようということで婚姻届を出す場合に、夫婦が称する氏を記載しなければ受理をされません。だから、夫婦が同じ氏を名乗るとというのが婚姻の要件になっています。だから、別々にしたいというカップルがいれば、法律上結婚したということにはなりません。だから、婚姻すること、結婚することに制約を加えることになってしまってるっていう現状があるわけですね。やっぱり法的に認められてるということでないっていうことで、いろいろ不利益なことが起きてる現状もあります。特に、圧倒的に、名前を変えるのは、名字を変えるのは女性です。通称を幾ら使ったところで、やはり不利益というものはあります。そういう点から言えば、全国民に、これを強制しなさいということではありません。選択的夫婦別姓なので、やはり、今、本当に多様性が求められてる社会において、やはり、これはしっかりと、私は国に実現をしていただきたい中身で、この請願には賛同いたしますので、賛成討論といたします。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかに討論ございますか。

◆西尾彰仁委員 はい。

◆砂田典男委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい。私は反対の討論をさせていただきます。いろいろな意見が出て、私も海外の例とか、ほかの国の例も調べさせていただきました。その中で、やっぱりファミリーネームというのは、やっぱり海外でもたくさんつくっとられて、これはちょっと違うのかなという思いがあります。それで、私もいろんな方に問い合わせたりしました。そしたら、やっぱり、何が問題なのというような、つまり、今の勤めとられる方、役所の方でも、会社でも、もう通称として使いたい人は、男の人でも、女の人でも、前の名字を、氏を名乗って勤めておられると。別にそれで問題はないよっていうような意見の方が、私の聞いた中では、8割ぐらいはおられました。

さっきもおっしゃいましたけど、戸籍法なんかの見直しとかですね、さっきの婚姻届もあつたけども、そういうのをしっかり、その辺をもっと議論が、そちらのほうが、ちょっと先に進んだ後で、この夫婦別姓っていうのは、僕は、これ自体はいいと思うんですけども、ちょっと時期尚早ではないかなあと考えております。混乱が生ずるのではないかと、今これをして、自由に選べますよというようなことでは、ちょっと混乱が生じるのではないかと、この請願には反対でございます。以上です。

◆砂田典男委員長 はい。そのほか討論ございますか。柳委員。

◆柳 大地委員 賛成の立場で討論します。これ、以前の会でも述べたんですけど、恐らく、これは、全国民に対して関係があることなので、年代は関係ないとは思いますが、実際、これから婚姻関係するっていうのは、やっぱり若い人が多いわけですね。これ、どの調査見ても、年代別をはっきり明示しているものに関しては、若い世代に関しては、選択的夫婦別姓の導入に賛成の立場、非常に多いわけですね、高齢の方と比べたときに多いわけですね。そう考えたときに、やはり、これからこう当事者となる該当者が多い、その年代の意見って、やっぱり僕は強く尊重されるべきだと思っていて、そこで世論調査を基にするのであれば、その意

見を強く反映させるべきだと思います。

また、2点目としては、これを変えたところで、実際、今困ってる人がいて、変えたほうがいいと思ってる人たちがいて、実害を被ってる人たちがいて、これを変えることによって、新たにその当事者じゃない人たちに、何か実害が及ぶかと考えたときに、なかなかそこを、明確な実害っていうのが見えてきてないと思うんですよね。困ってる人がいて、制度を変えれば、その人たちが少し楽な気持ちになる、それであれば変えればいいっていう、それだけだと僕は思っております。なので、僕は、この請願に対して賛成です。以上です。

◆平野真理子委員 はい。

◆砂田典男委員長 平野委員。

◆平野真理子委員 はい。すみません。私は、この請願に対しては、先ほど申し上げましたように、事実と違う認識があるという点で、請願に対しては反対をいたします。しかし、先ほども、いろんな意見の中で、家族の中で名字が違うと絆がという、云々ということがありましたけども、それは、同じ名字でもいろんな課題はありますし、実際、私自身も、結婚はしてない次男と名字が違います。しかし、表札も2つ名字があります。もちろん、思いはいろいろあるかもしれないけれども、実際、生活に困ることはありませんし、そこで絆がなくなるということは、逆に、むしろ、だからこそ、絆をしっかり強めていこうという気持ちにもなりますので、その点については、問題はないというふうに考えます。

むしろ、先ほど、賛成の討論でもありましたけれども、戸籍変えなくても、この通称でも必要なんだということがありましたけど、やはり通称ではいけないという、通称使ってるのは、今でも使ってるので、問題はないと思うんですけれども、やっぱり女性が活躍していく、女性活躍を考えたときに、どうしても戸籍の名字と、それから、通常使ってる名字と2つあるということが、国際社会に出ていったときに、特に困っていらっしゃる方があって、そうした仕事をしていきたい、それなりに活躍したいっていったときに、どうしても、じゃあ一遍離婚して、戸籍から外れてとかで、名字を1つにしないと通用しないという、そういった現実がありまして、この制度については、進めていくべきと考えます。

しかし、そういったいろんな意味で、この制度については、大切なことは、やはり制度を正しく理解することだと思います。夫婦別姓が導入されれば、全ての夫婦が別姓になると誤解している方もいらっしゃるぐらいですので、また、そういった意味で、ここの請願で間違ったところがあるということを感じますので、それでは賛成はできかねないということで反対いたします。

◆砂田典男委員長 そのほか討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 では、以上で討論を終結いたします。

これより、令和5年度請願第6号一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。本請願の採決に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手少数と認め、本請願は不採択と決定しました。

それでは、不採択理由の確認をさせていただきたいと思います。委員の皆様の方から、御意見等はいかがでしょうか。

そうしましたら、ただいまの御意見、今まで出ました意見を、正副委員長でまとめさせていただくことでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 いずれの場合も、最後に皆様に確認して、文章化して、委員会での最後で確認したいと思います。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。それでは、これで請願審査を終わります。

しばらく休憩します。再開は13時20分といたします。よろしくお願いいたします。

午後0時18分 休憩

午後1時18分 再開

【企画推進部】

◆砂田典男委員長 皆様、こんにちは。

（ ） こんにちは。

◆砂田典男委員長 時間より少し早いですけど、ただいまより、企画推進部の審査に入りたいと思います。

それでは、まず初めに、塩谷企画推進部長に御挨拶をお願いいたします。

○塩谷範夫企画推進部長 委員長。

◆砂田典男委員長 塩谷部長。

○塩谷範夫企画推進部長 はい。企画推進部の塩谷でございます。今日は、どうぞよろしくお願いいたします。本日は、議案第107号令和5年度鳥取市一般会計補正予算（第4号）と、議案第121号公立大学法人公立鳥取環境大学第3期中期目標の制定についてのこの2つの議案につきまして、先般9月6日の総務企画委員会で説明のほうをさせていただいておりますので、本日は、審議のほうをよろしくお願いいたします。

また、昨日、追加提案させていただきました、議案第127号令和5年度鳥取市一般会計補正予算（第5号）につきまして、台風第7号被害に関連した補正予算を計上しております。この歳入につきましては、雑入として、災害共済金145万5,000円の増額補正を計上しております。歳出につきましては、台風第7号の被害を受けました施設や機器の修繕に要する経費として、地域情報化推進費、有線テレビジョン放送施設管理費、庁内LANシステム管理費について、総額1,101万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。詳細につきましては、関連の課長のほうから説明のほうを申し上げます。

それと、そのほかですが、前回の委員会で、環境大学に関して、幾つか御質問のほうを頂い

ております。議案の審議後に、担当課長より説明のほうさせていただきたいと思います。また、併せて、環境省の脱炭素先行地域に関連した環境大学の取組についても、若干報告をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

◆砂田典男委員長 はい、ありがとうございます。

それでは、議案審査に入ります。説明については、前回の委員会で既にいただいております。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

議案第 107 号令和 5 年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 それでは、議案第 107 号令和 5 年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

◆岡田 実委員 はい。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 岡田でございます。事業別概要書の 68 ページ、文化交流課さんのほうの債務負担行為の内容でございます。鳥取市民会館への管理運営費の債務負担行為についてなんですけれども、先日、一般質問の中で、加嶋議員さんのほうから、市民会館の冷房の設備が古くなって、これを修繕するに当たってのその修繕するためのその材料っていうんですか、そういったものもなく、修繕がいわゆる不能だという中で、利用者の方からも、暑いといった苦情が入ったりしてるっていう内容がある中で今回の債務負担行為、令和 6 年～10 年度の 5 年間っていう中なんですけど、この見通しの予算の中に、修繕費等々は入ってはないんですけども、そういうところっていうのは、もう見通してるものなんでしょうか。

○福山博俊文化交流課長 委員長。

◆砂田典男委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。お答えします。ただいまの岡田委員さんからの質問ですけれども、まず、御存じのように、今、鳥取市としては、文化施設の既存施設の再編という取組を進めております。その中で、今、基本方針案ということで、既存施設の縮減を前提とした、新たな施設の整備というのを、1 つ方向性として打ち出しているところです。その中で、この既存施設の扱いについてですけれども、この基本方針の中でも、緊急的な部分、あるいは、非常に重大な案件、それについては、適宜対応をしていくということもっております。

その中で、市民会館ですけれども、今回、債務負担行為として上げさせていただいてる部分には、通常の修繕費も、これまでと一緒に、これまでどおり入れておりますが、実は、一方で、大規模な修繕については、この指定管理の修繕とは別に、市として修繕費を、その都度予算計上しておりました。今、御指摘がありました、実は、空調機器が非常に危うい状況になっております。これについては、指定管理料の債務負担行為とは別に、別途対応策を、今協議をしているところです。

いずれにしても、今回 5 年間の債務負担行為ということでお願いをしておりますが、担当課

としては、先ほど言いました新たな施設について、指定管理期間のこの5年間という中で、新たな施設についても、仮に、この方向でいくとすれば、この5年間というのは1つの目安として進めていきたいと。そういう中で、このたびのこの来年度からのこの市民会館の指定管理期間の5年間、この部分についても、先ほど言いましたとおり、緊急性の高いもの、あるいは重大性の高いもの、そういったものについては、しっかり対応していこうということでおりますので、先ほどの空調の件については、また改めて、別途協議の上、場合によっては、来年度の予算要求なりに含めていきたいというふうに考えているところです。長くなりましたが、以上です。

◆岡田 実委員 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 はい、分かりました。ありがとうございました。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。すみません。事業別概要書の67ページなんですけれども、城下町ととり交流館の指定管理料ですけれども、まず、大体1,000万ぐらい、前回の債務負担額の上限よりも増えている理由と、あと、事業の内容の④、事業別概要書には、歴史文化などをテーマにした各種事業の実施というふうにあるんですけれども、前回の平成30年9月のときの債務負担行為の補正のときは、この4つ目が、歴史的建造物である本施設を生かした事業の実施というふうに書かれてあったんですけれども、そこだけが違うんですけど、やる中身が何か変わるのか、それとも、ただ表現を変えただけなのか、その点を教えてください。

○福山博俊文化交流課長 委員長。

◆砂田典男委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。文化交流課、福山です。ただいまの質問にお答えをします。まず、前回との主な相違点という部分でありますけれども、この城下町ととり交流館については、基本的に、増額の要因としては、まず人件費、それから光熱水費、委託料、こういったものの増によるものであります。それと併せて、文化発信事業費というものを新たに設けました。これらが、新たな増額の要因になります。人件費については、これは、行財政改革課等が示す基準に沿って要求をしております。それから、光熱水費については、これは、令和4年度の実績に基づいてということになっておりますので、大分、令和4年度ということで、既に価格が高騰している部分を反映をしているところです。それから、委託料などについては、今回、事業者に見積りを徴取して、それを根拠にしております。

先ほど言いました、1つ、新たに新設した文化発信事業費の新設という部分が、先ほど、伊藤議員さんからの質問に関連するところですが、これまでは、実際、その施設管理に関する部分の経費のみで、そういったソフト事業に関する事業費というのが予算化されていなかったということで、こういったところを少し考慮しまして、先ほど少し御紹介がありましたが、改めて、この鳥取地域の文化を発信していく、具体的に言うと、例えば、文芸であるとか、食文化であるとか、歴史、いろんな文化を発信していく、そのために必要となる、僅かですけれども、ソフト事業費を、今回新設をしたということが主な理由になります。以上です。

◆砂田典男委員長 いいですか。

◆伊藤幾子委員 はい。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

◆長坂則翁副委員長 ちょっとええか、1点だけ。

◆砂田典男委員長 はい、長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 福山課長、ちょっと1点だけ確認なんだけど、6日の日の説明のときに、この事業別概要22ページの下段の関係、舞台芸術×地域活性化事業費で、鳥の劇場の関係ですよ。それで、経過にも書いてあるんだけど、令和4年の3月に、これ、市教委の調査、市教委がやったっていう表現だったと思うんですが、このときに、外壁とか内壁の吹きつけ材なんかを調査をして、結果は、アスベストが検出をされなかったということです。それで、令和5年の6月に、解体工事設計管理委託後の現地調査の結果、書いてあるとおりですけども、例えば、アスベストが検出されたのは、あくまで、その4年の3月に市教委が調査をしたときのところ以外から出たという理解でいいですよ。じゃあ、どこから出たんですか。

○福山博俊文化交流課長 委員長。

◆砂田典男委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。文化交流課、福山です。今の長坂議員さんの質問にお答えをします。まず、改めて、このアスベストの件ですけども、このアスベストを含む建材については、粉じんが飛散する度合いに応じて、著しく高いレベル1から、比較的低いレベル3にまで分類をされています。このうち、このレベル1、程度が一番大きいやつですね。このレベル1の場合は、除去作業や法定書類作成などに、相当な費用、期間、労力がかかるということでありまして、大変非常に影響が大きいということがあります。こういったことを踏まえて、教育委員会は、このレベル1に当たる、外壁・内壁などの建築仕上げ塗材を対象として、調査を実施したということ聞いております。

これとは別に、解体工事の施工業者には、事前調査が義務づけられておりまして、このたび、設計業者が、改めて、この外壁・内壁以外の箇所について調査を行った結果、レベル3に当たる接着剤、床、例えば、床面のタイルとかをくっつけるときの接着剤とかあります。そういった接着剤等にもアスベストが含まれているということで、これについては、先ほど言いましたレベル3ということで、比較的、その粉じんの飛散する度合いが低いというものですが、このレベル3に当たる接着剤に含まれるアスベストが検出されたということで、別の部分から出てきたということになります。ちなみに、そのレベル2、この間のレベル2については、事前に設計図書で、ないことが確認されていたということで、教育委員会のほうからは聞いておるところです。以上です。

◆長坂則翁副委員長 ちょっともう一点だけ。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 仕組み的にね、仕組み的に、この、例えば、4年の3月に市教委が調査をしとるんだけど、そのときには、こういった5年の6月にやったような調査は、制度的っていうんか、する必要はないんですか。一緒に、ある意味では、全てまとめてやれば、その分、経

費的にも、私は削減できるんじゃないかと思うんですけど、それは別に、法的な縛りとか、そういう規則だとかないんですか。そこら辺り、どうですか。

○福山博俊文化交流課長 委員長。

◆砂田典男委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい、お答えします。先ほど申しましたように、解体に関わる業者については、事前に調査が義務づけられているということでもありますので、事前に、市のほうが調査をしなくても、どちらにしても、やらなきゃいけないということで伺っております。その上で、教育委員会のほうとしては、議員さん言われるように、全ての場所を、怪しいところ全て調査できればいいんですけども、やはり、それなりの経費がかかっていきますので、その中でも、一番影響が大きいところを、調査を事前に、そこだけはしておくという考え方で、この調査を行っているというふうに伺っているところです。以上です。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 いや、逆にね、そうなると、二重の二重じゃないけれども、何ら決まりがないとするならば、その解体工事設計管理の委託業者に、全てやってもらえれば、その分、経費削減になるんじゃないですか、違うんですか。いずれにしたって、この調査やったこと、教育委員会がやったことによって、その分の経費っていうのが、経費負担が生じとるわけでしょうから、それは一括して、その委託業者に全てやっていただくという仕組みはできないんですか。

○福山博俊文化交流課長 委員長。

◆砂田典男委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。その辺りについては、申し訳ありません、教育委員会独自の判断なのか、全市的に、このアスベストの関係で、調査を事前にするのはここまでという形で決めてるのか、その辺りは、ちょっと私のほうは把握しておりませんので、そうですね、そういった意見があったということで、改めて、教育委員会なり、ほかの、例えば、うちでいくと、財産経営、資産活用になるんでしょうか、そういった辺りに、ちょっとまた相談はしてみたいとは思っています。以上です。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 ぜひとも調べてみてください。それで、その市教委がやった調査では、経費的には、どれぐらいって把握しとられるかな。

○福山博俊文化交流課長 委員長。

◆砂田典男委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 申し訳ありません、把握しておりません。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 じゃあ、またそれも含めて、後ほど教えてください。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 では、以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第107号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されるものと決定しました。

議案第121号公立大学法人公立鳥取環境大学第3期中期目標の制定について（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 それでは、次に、議案第121号公立大学法人公立鳥取環境大学第3期中期目標の制定についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。柳委員。

◆柳 大地委員 はい。6月議会での意見とちょっと重複するところもあるんですけど、重ねてというところで述べさせていただきたいと思います。6月議会のときにもお伝えした、この中期目標の概要は、本来、上からこうつながってこなきゃいけないっていうものだと思うんですよ。取りあえず、基本的な目標があって、その意向を下がって行って、達成すべき目標っていう数値目標が出てくると思うんですけど、やっぱりここの連動性が、どうしてもこれから読み取れなくて、具体的に言うと、例えば、公立環境大学としての特色の明確化っていうのが掲げられて、3番にも、そういったような内容が書いてあるんですけど、達成すべき目標と、いろんな目標値ある中で、ここの7個抽出して、主なものとして出してると思うんですけど、ここに環境っていうのが、ほぼ出てないんですよ。このCO₂排出量っていうのは、これって、今、大学どこも掲げてるもので、鳥取環境大が、今、特別に出してるっていう指標じゃないと思うんですよ。これ、もう、どこの大学でも、当然出してるものだし、だから、この環境大独自のそういう目標等が、本来、ここの主なものに出てくるべきなのに、ちょっとそれが今上がってないっていうところと、あと、これも前回と一緒になんですけど、これ、英語の能力っていうのが、このCEFR B1っていうのは、本当に高校生レベルで、今、国公立の大学で、年間100人、このレベルに達してないっていう大学のほうが、多分見つけるの難しいくらい、正確な数値じゃないですけど、恐らく、英語能力のレベル感としては、すごい低い目標設定で、既にもう目標も達成してますし、これをこう目標として、主なものとして出すのは、正直ちょっとレベル感が合っていないんじゃないかなと思っております。

あと、女性教員の比率に関しても、21.2%から23%で、これ、6年間で23%に上げるって、環境大の教員の人数考えたら、恐らく、1人、2人っていうような数値だと思うんですよ。6年間かけて、この1人、2人っていうのも、これも、この発展期って位置づけてるこの目標設定としては、どうなのかなと。

さらに、県内就職率 30%以上ってというのは、上と連動してるからすごく分かるんですけど、その地域に貢献する人材を輩出するっていう目標を出してるから、県内就職率 30%っていうのは分かるんですけど、県内の入学率を 30%以上に上げるって、これ、大学業界でいったら、恐らく、これ、世界の大学も、国内の大学も、今、いかにこう入学者のダイバーシティーっていうか、多様性を担保するって、物すごく重要な要素で、どこの大学も、県内、全県から集めるっていうのを一生懸命やってるわけですよ。あとは、世界中から留学生を採るっていう。何でかっていったら、それをしないと、結局いろんな広報誌にも載らないし、やっぱりダイバーシティー性が低い大学っていうのは評価されないわけですね。評価されないと、各学校、高校のほうから、やっぱりそういうところに上がってこない、なかなか候補として入ってこないというところで、これはパブコメで意見があって、25%から 30%にこう引き上げたっていう、その市民の声を拾ってっていうのもすごく大切なんですけど、恐らく、大学経営って考えたときに、県内入学率を高めるって、先ほど言ったような、今の世の中の流れを考えたら、すごく逆行する戦略っていうか、この県内 30%超える、30%って言ってるけど、どういう戦略があるのかが、ちょっと僕には読み取れない。公立大学だから、そのぐらいついていうような、多分位置づけなのかなと思うんですけど、なので、このちょっと世の中の流れを考えると、この県内入学率 30%っていうのも、すごく逆行してるなというところですよ。全て意見になります。以上です。

◆砂田典男委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 はい。政策企画課、上田です。御意見ありがとうございます。幾つか、こういった考えで取り組ませていただいていますということを、御紹介っていうか、報告させていただきたいと思います。

まず、数値目標、目標があって、手段があって、最終的に達成する数値、これをこうこなしていくと、一貫通貫でつながっていないといけないんじゃないかというところがございます。まさに、それ、御意見のとおりのところではありまして、今言っていたこの部分については、実は、この中期目標、この鳥取県鳥取市の環境大学については、こういう数値目標、従来から入れさせていただいておりまして、このたびは、少し整理はさせていただいてるんですけども、整理というのが、この中期目標、総合計画でいいますと、基本構想、こういった大学になってほしいという理念とか、考え方を定めるものなんですけども、それを受けて、大学がこれからつくるんですけども、中期計画という、要するに実施計画ですね、実施計画をつくるようにしておりまして、まさに今言っていた部分については、そういったところに入れていくべきものだという整理をしております、御意見、しっかりちょっと承らせていただいて、大学と共有して、目標達成につながるような立てつけで、中期計画、これ、作成していきたいなと思います。

それから、CEFR B1でございます。英検 2 級程度ということで、高校の子であれば、こうしっかり取ってほしいということであるということでございます。環境大学の状況でいいますと、まだちょっと英検 2 級を少し習得できてないなというふうな学生も中にはおられたり、まずは、この基礎部分、整えてみたいなど。このたびの最終案で、パブコメも踏まえて、より高度な英語教育習得に向けても、学修機会を充実と入れさせていただいたのが、そこは、

まず基本部分で、さらにステップアップしていく学生は、しっかり応援していくと、それを大学で取り組んでほしいというところを入れさせていただいたというような考え方もございます。

それから、女性教員、おっしゃられるとおり、今のこの目標を達成するための人数でいいますと、おおむね3かなというところがございます。これについては、実際、大学と議論させていただいたところでは、3ではあるんだけど、これは、どなたでも、やはりいいわけではないと、この環境大学の理念に沿った教育をしていただける方で、しかも、今、男性の先生もおられますので、その方が、こう新しい方に替わっていくというような人事ですとか、そういったことにも影響があるので、なかなか一朝一夕に進むものでもない、3ではあるんだけど、なかなか大変な作業であるというような御意見を頂いております。ただ、目標ということで、しっかりこれも達成に向けて努力してみたいという御意見も頂いております。

そして、入学率30%、この多様性、ダイバーシティ、学生との意見交換でも、今地元から来てる子供は2割程度ということで、残りは全国各地から集まってくる、とっても刺激になると、そういう意見頂いております。やはりここも、バランスが大切なのかなというところはしっかり持っているんですけども、一方で、やはり公立大学として、市民・県民の願いとして、地元からなるべく入ってほしいなという御意見も、一方であるのが事実というところがございます。ここについては、やはり共通テストですとか、普通のこう、何でしょう、通常のその志望として、何かこう環境大学を目指してみたい、入ってみたいと思っただけ、まさに正攻法になるんですけども、この大学の魅力づけですとか、特徴づけを、この第3期でしっかりしていかないといけないんじゃないかなと、こういったところが、大学と一緒に意見交換して、今、導き出されてるところというところがございます。以上です。

◆砂田典男委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 その1期、2期からの流れっていうのもあると思うんですけど、その最後のところに関していえば、その特色を出すっていうのが、やっぱり僕は、今後も主なっていう、あえてこの7個ピックアップしてるっていうところでは、こういうところに、そういう特徴的なのが出てこない、なかなかこう、特に学校いる側からすると、やっぱり目立たないわけですよ。この7個って、正直、どこの大学でも掲げてることだし、本当に特色づけていくっていうのは、こういうところから、何か環境大、ほかの大学と、まず目標設定が違うよねっていう、そういう位置づけから、こう大学ができて、入試も下がってくるという、入試もそういうスタイルの入試になってくるっていう形になってくると思うので、こうやっぱり誰が見ても、環境大って、こうやっぱり、こういう色があるっていう、そういうのが、正直ここを見ると、すごく特色ない目標だなって、僕らに見えるんです、恐らく、学校関係者が見ても、そう思うと思うので。何かそういうところも含めて、これまでの流れもあると思うんですけど、今後も、ぜひ御意見していただければと思います。以上です。

◆砂田典男委員長 はい。そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 以上で、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第121号公立大学法人公立鳥取環境大学第3期中期目標の制定についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手を願います。

[賛成者挙手]

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第127号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 それでは、続いて、追加提案分に入りたいと思います。議案第127号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の御説明をお願いいたします。

○山根寿彦情報政策課長 委員長。

◆砂田典男委員長 山根課長。

○山根寿彦情報政策課長 はい。情報政策課、山根でございます。議案第127号令和5年度9月追加補正予算につきまして、御説明をさせていただきます。このたびの補正予算は、冒頭、部長のほうからもありましたとおり、台風7号の被害復旧に対応する予算でございます。説明は、資料1の補正予算説明資料に合わせて行わせていただきたいと思いますので、まずは、資料1の2ページのほうを御覧くださいませ。

では、まず、歳入でございます。款21諸収入、項雑入で、（その他の雑入）になります。災害共済金を145万5,000円計上するものでございます。これは、この後、歳出におきまして御説明をさせていただきますけれども、市が所有いたします、携帯基地局用鉄塔設備の修繕費用の一部につきまして、市有物件災害共済会の保険から補填をいただくものとなっております。歳入については、以上でございます。

では、資料のほう、3ページへお進みください。続きまして、歳出の説明に入らせていただきたいと思います。歳出、1つ目ですね、総務費、総務管理費、企画費の地域情報化推進費といたしまして、465万7,000円の予算を計上しております。事業別概要は、11ページの上段になります。このたびの補正案件ですけれども、これは、佐治町加瀬木地区に、平成11年に、当時佐治村が、携帯電話不感地区対策の一環として建設して、通信事業者に賃貸借しております、移動通信用鉄塔施設がございます。これが、このたびの災害で、倒木により破損いたしましたことから、設備の修繕に係る費用を計上するものでございます。

実際の被害状況につきましては、資料1の4ページに写真を掲載しておりますので、そちらを参考に御覧いただけたらと思います。市と携帯事業者の修繕費用の分担は、設備の所有区分で分担をしております。このたびの被災した設備の中では、電力、通信線を引き込むための

電柱ですね、それと、基地局のフェンスにつきましては、市の負担、それと、受電盤であるとか、通信引込み盤、エアコン等の設備につきましては、携帯事業者のほうで修繕をするという分担でやらせていただいております。

費用内訳につきましては、まずで、倒木撤去費につきまして11万円、それと引込み柱2本分の撤去修繕費につきまして342万3,000円、それと、フェンスの撤去修繕につきまして112万4,000円を見積もっているところでございます。

続きまして、有線テレビジョン放送施設管理費といたしまして、595万9,000円を計上させていただいております。事業別概要は、11ページの下段になります。これは、本市が所有いたします、有線テレビジョン放送施設の伝送路でございますが、これが、中国電力などの電力事業者が所有いたします柱に架設させていただいておりますけれども、このたびの国道などの崩落によりまして、その電柱が倒壊いたしましたことから、その復旧に対する工事費のほうを計上させていただいているものでございます。こちらにつきましても、実際の被害状況につきましては、資料5ページのほうに写真を掲載させていただいておりますので、そちらを御参考していただけたらと思います。

費用の内訳でございますが、まず、河原町の柚小屋、それと、小河内新田地区の2か所分といたしまして374万円、それと、佐治町の津無・森坪・加瀬木・津野地区の計5か所で、221万9,000円になっております。加瀬木地区は2か所ございますので、合わせて5か所という格好になります。

続きまして、電算処理費の内部情報システム管理費でございます。（庁内LANシステム管理費）に39万8,000円を計上させていただいております。こちらの事業別概要は、12ページの上段になります。ちなみに、こちらのほうは、写真の資料はございません。まず、この事業ですが、同じく台風7号の際に、停電、どうも落雷があった模様でございますが、これによりまして、気高町瑞穂小学校と鹿野町のコミュニティセンターに設置いたします、庁内LAN用通信機器、いわゆるハブと言われるものですが、これが2台故障いたしまして、これを代替機に交換するための費用を計上させていただいております。説明は以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

◆西尾彰仁委員 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい。私は、有線テレビジョンの放送施設管理費の分ですね、595万9,000円計上ということですが、これ、保険とかは入っていないものかということと、もう一点、佐治町の加瀬木のどこなんですけども、復旧はしとるんですけども、完全な復旧じゃなくて、仮復旧ですよ、あれ。道路の真ん中に電柱がどーんとあって、片側通行というような状況が見られるので、また今後、これ、本復旧すれば、お金がかかってくるっちゃう予想はされるのかどうかということと、今後、私も、議会でもちょっと質問いたしましたけども、災害に強いケーブル網をつくっていただきたいと、佐治町の場合、何も使えないというような、電話も使えないわ、電気も使えないわということがあったので、例えば、インターネットって

いますか、それだけは生きとるといふようなことがあると、すごい助かるなと思うんで、その辺のお考えをちょっと教えてください。以上です。

○山根寿彦情報政策課長 委員長。

◆砂田典男委員長 山根課長。

○山根寿彦情報政策課長 はい。情報政策課、山根でございます。西尾委員のほうから、3点御質問いただいたように思います。まず、1点目の保険に入っているのかというところでございますが、保険については、これ、市有物件災害共済会の保険には入らせていただいております、ただ、このたびちょっと保険料のほうを歳入に上げさせていただいておりませんのは、どうも直接的な被害ですと保険の適用になるらしいんですけど、このたび、実際に被災受けとるのは、中国電力の電柱だったりして、どうもその辺で適用になる、ならないというのが、ちょっと微妙なところとかがあるようですので、このたびについては、歳入のほうに、その保険適用というのは、申請はしておりますけれども、今のところ、まだ適用はしてないという状況でございます。

それと、あと、2点目の加瀬木のところの仮復旧の状況だということで、委員さんおっしゃられるとおり、現在、まだ道路が完全復旧しておりませんので、今仮設という形で復旧のほうをさせていただいてる状況です。これは、今後、道路のほうの修繕もされていくということも、一応見込んでおりまして、その際には、本復旧の費用も、一応この中には見込んで、今計上はさせていただいております。

それと、あと、3点目の災害に強いケーブル網の考え方というところでございます。これにつきましては、委員さんおっしゃられるとおりで、災害に強いということを我々も目指していきたいということは、一緒でございます。その際に、このたびの復旧に当たっても、新たなルートというか、被災がされにくいルートというところの選定につきましては、電力事業者とか、NTTさんとかのルートといろいろ協議をして、各社とも同じ考え方ではございますんで、そちらと同調して、適切なルートというのを選定して向かっていきたいというふうに考えてるところです。以上です。

◆西尾彰仁委員 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい、よく分かりました。ただ、この間は、冬場には右側から木が落ちて断線とか、ケーブル網とか、全て電気もやられたとこですし、この台風は、今度は左側の、今度は何といいますか、その河川のほうがやられて、毎回、毎回、このね、1年のうちで2回も、もう交通止めは起きるし、電気やケーブル網や、全てがやられると、固定電話もやられるというような状況でございますので、これが3回も続くようなことがないように、十分そういう災害に強いケーブル網の設置を、中国電力等々検討してやっていただくことを、意見として申し述べておきます。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 以上で、質疑を終了いたします。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第127号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

そのほか、執行部のほうから何かございますか。

○上田貴洋政策企画課長 委員長。

◆砂田典男委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 はい。政策企画課、上田です。冒頭の部長挨拶でも御紹介させていただきましたけども、先般9月6日の総務企画委員会で、伊藤議員さんから2点ほど質問いただいておりますので、その回答をさせていただければと思います。併せて、その流れで、環境大学、脱炭素先行地域、少し取組のほうも御報告させていただければと思います。

まず、先回の委員会での御質問への回答でございますが、伊藤議員様より、令和3年度評価での学生支援、それから科学研究費、これに改善するような意見が書いてあったんですけども、その改善といいますか、取組状況、どうなってるのかというような御質問でございました。

まず、1点目の学生支援でございますけども、令和3年度評価、概要としましては、学生に対するいろいろな助成制度があるけれども、手続が煩雑だったり、紙の成績表を手渡しをしているというようなことがありまして、学生が不便に感じている点を、ウェブなどを活用して簡素化するなど、改善に向けて検討されたいと、というような御意見でございました。先般の委員会では、この改善、どのような取組状況かということでございますが、評価のこの御意見を受けまして、令和4年度、大学のほうで、このウェブを活用した取組について検討を行っておられます。ただ、現時点では、まだ実施に至っていないというところです。この実施に至っていない理由としましては、現在運用中の基幹業務システム、大学のシステムがございまして、こちらが、学生のポータル機能、ホームページでこう申請できるとかですね、それと、そういった機能がちょっと備わってないと、他の大学ですと、そういったものも提供されてるところあるんですけども、環境大学の場合は、まだないというところでございます。この基幹業務システムは、導入してから、もう15年経過しているというところで、大学で、令和7年度頃の更新に向けて、今検討を進めておられるというところで、このシステム更新で、何とかこの改善に伝えていきたいというふうに考えておられます。

それから、2点目でございます。科学研究費、こちら、令和3年度の評価では、この科学研究費の申請などに必要な時間を教員が確保できるように、業務の効率化などの取組を通じまして、大学としてサポートを強化するということですか、若手研究者の育成・研究の活発化を

図っていただきたいと、こういった御意見を頂いております。これに対して、先般の委員会では、この評価について、1つ目は、この若手ということに着目している理由は何なのかということでございます。それから、2つ目は、この評価を受けた改善で、若手研究者の申請件数が増えたかどうか、3年度と4年度を比べた数字も、併せて教えてほしいというような御質問でございました。

まず、この1つ目の若手研究者に着目した理由でございますけれども、この科学研究費の申請につきましても、先生方が自分の研究の合間を縫いまして、申請書類の作成などが必要となってきます。おおむね40歳くらいまでの若い研究者の方、先生方は、科学研究費のこの申請の経験が少ないということで、特に地方の、環境大学を含めて、小規模な大学につきましても、同じような研究をしておられる先輩の教員の方、こちらが、大規模な大学と比べますと、少し少ないということで、この先輩から助言や指導を受ける機会というのが、どうしても限られているということでございます。この課題につきましても、学部長も把握されておりまして、この若手研究者への支援を求めるような声がございます、この評価委員会のほうが、特に若手研究者ということと言及されたという経緯でございます。

この評価の御意見を受けまして、令和2年度からコンサルタントを入れまして、申請書類の添削作業、こういったことをしていただいているんですけども、4年度は、これに加えまして、ウェブを使った申請方法の相談支援、サービス、こういったものも導入されまして、サポート体制の強化を図っておられます。これに加えまして、学部長から、このコンサルの活用、まだまだ利用いただけてないというところもありましたので、若手研究者の方に、先生方に声かけしていただきまして、制度の活用を促されたというところです。

その結果としまして、2つ目の回答になるんですけども、この若手研究者の申請件数については、令和3年度が4件だったんですけども、令和4年度には、8件に増加したというところがございます。この最初の先般の委員会での回答については、以上でございます。

続けて、環境大学の脱炭素の先行地域の取組も、併せて報告させていただければと思います。環境省の脱炭素先行地域、こちら、本市と、とっとり市民電力、それから山陰合同銀行、環境大学ということで、この4者で考えて共同提案した内容が、4月に環境省から採択されたというものでございます。令和5年度～10年度までの6年間でございますけれども、若葉台地域と佐治地域、こちらで、産学官連携でエリア内の脱炭素化に取り組んでみるというものでございまして、現在、鳥取市は、経済観光部のスマートエネルギータウン推進室、こちらが司令塔になりまして、環境大学などの関係機関と連携しまして、共同提案の内容、まだアイデア段階ですので、これをどう具体化するんだというような協議を進めておられるというようなところでございます。

この産学官連携の中で、大学は3つの取組を行うというふうに考えておられまして、1つには、環境に関する大学ですので、この専門的知見を提供するということもございます。2つ目は、佐治・若葉台で実験を行いますので、これを教育に活用するということもございます。それで、3つ目が、大学施設、たくさんのエネルギー使いますので、この大学自体も、省エネ、創エネ、エネルギーを創り出すほうの創エネですね、こういったことも考えていくというよう

なことをございます。

このうち、大学施設の省エネ等でございますけども、先頃、スマートエネルギータウン推進室のほうから、今年度、国のほうに交付金がもらえないかということで、手続をしていたんですけども、活用できるようなめどが立ったというような情報提供がございました。これを受けまして、大学では、毎年度計画的に、照明のLED化とか、省エネ化への修繕というのは、従来からずっとスタートされてたんですけども、このたび、こういう情報もございましたので、既につけていただいている既決予算の範囲内で、この交付金も活用して、少し工事の範囲を広げて取り組ませていただきたいなというようなことを考えておられるというところでございます。

この環境大学のこの脱炭素の取組については、引き続き、大学で検討を進めておられますので、また新しい情報入り次第、委員会のほうに報告させていただければと思います。長くなりましたけども、説明は以上でございます。

◆砂田典男委員長 はい。ありがとうございます。御説明いただきました。

本件について、委員の皆様から、質疑、御意見等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。では、ありがとうございます。

○福山博俊文化交流課長 委員長。

◆砂田典男委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 大変申し訳ありません。文化交流課、福山です。先ほど、長坂議員さんから頂いた質問で、教育委員会のほうから少し考え方なりを聞きましたので、それをお答えしてよろしいでしょうか。

◆砂田典男委員長 はい。

○福山博俊文化交流課長 はい。まず、先ほど長坂議員さんからありました分ですが、先ほどありました、教育委員会が行った、そのレベル1の部分の調査も含めて、業者にやってもらうということでもよかったのではないかと御質問だったと思います。これに関して、改めて教育委員会のほうに確認をいたしました。教育委員会のほうが先行して、このレベル1の部分だけを調査した理由としては、1つは、先ほど御紹介したように、レベル1の部分は、非常に石綿が含まれていた場合に、飛散する度合いが非常に極めて高いという部分がありますので、そこを踏まえて、安心・安全面という部分で、できるだけ早く調査をしておきたかったということが、まず1点とあります。

それから2つ目に、実は、今回、これは、通常であれば、市の物件ですので、解体も市がやるということが通常ですが、今回は、解体も含めて補助事業者に補助する、その経費も含めて補助事業として組立てをしております。この補助事業で組立てにすることによって、今回、国の創生交付金が活用できたり、あるいは、工期も短縮することができ、なおかつ経費も大体3割程度、試算では安くなった、市が直でやるよりも安くなっているという試算が出ております。そういう中で、この補助事業者、具体的に言うと、この鳥の劇場が、今後、今3年間の事業ス

スケジュールで動いておりますが、この補助事業者、実施主体がその事業計画をつくるに当たって、やはり先ほど言いましたように、最初から、そのレベル1程度のアスベストがないという状態と、あるという状態では、その後のスケジュール感が全く変わってくるということで、先ほど少し申しましたように、そういうことになる、その事業費であるとか、スケジュールであるとか、そういったことにもかなり影響が大きいと、そういうことを踏まえて、まず先行して、そのレベル1、重大な案件になる可能性があるレベル1のみを、この教育委員会のほうで先行して調査したということのようでした。以上です。

◆砂田典男委員長 御説明をいただきました。

本件について、委員の皆様から、質疑、御意見等はございますか。長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 いや、それで、分かりましたけれども、その教育委員会がやった調査費ってというのは、どの程度だった、それもお尋ねしたと思いますけど。

○福山博俊文化交流課長 はい。申し訳ありません。経費については、ちょっと答えをもらえませんでしたので、また改めて回答させていただきます。以上です。

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

◆長坂則翁副委員長 はい。

◆砂田典男委員長 はい。

それでは、ここで、請願審査に移りますけど、審査に関係のない部署は御退席ください。よろしいですか。はい。

令和5年請願第7号現行の健康保険証を廃止しないことを政府に求める意見書の提出を求める請願（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 それでは、続いて、請願審査に入ります。令和5年度請願第7号現行の健康保険証を廃止しないことを政府に求める意見書の提出を求める請願について、審査に当たり、関連部署である福祉部保険年金課にも同席していただいております。ただいま入場していただきました、ありがとうございます。また、前回の委員会での決定に基づき、紹介議員であります金田靖典議員に、説明のため、出席をお願いしております。

金田靖典議員 よろしくお願ひします。

◆砂田典男委員長 はい。

それでは、早速ですけど、金田靖典議員に御説明をお願いいたします。

金田靖典議員 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 はい、金田靖典議員。

金田靖典議員 今回の請願の中身についての紹介をさせていただいたらよろしいでしょうか。

◆砂田典男委員長 はい。

金田靖典議員 では、そういう理解で。今回の請願の中身は、見ていただければ分かりますように、今、マイナンバーカードが普及に取り組みれてますけども、何よりも、今回の請願は、来年9月に、マイナ保険証、保険証との一体の中での、今なされているものが、今のままでは、とても安心して使えるものにならない、何よりも診察を受ける際には、かなりトラブルが、現

状ではまだ発生していると。マイナンバーカードの配付、支給状況も、まだ8割到達していない状況、また、医療現場でも、まだ十分に、このマイナ保険証、マイナンバーカードが十分活用されていないという状態の中で、このまま整備すれば、受診の機会さえも失われると。実際問題、受診した際に、マイナンバーカードを持って行っても受診できなかったというケースも出ておりますし、そのために、一旦は10割負担をさせられたというふうな事例も、全国では出てくるというようなことも含めまして、国のほうに対しては、来年9月のこの保険証の廃止を、取りあえずやめてほしいということでの請願と、本人のほうからは承っております。以上です。

◆砂田典男委員長 はい。

それでは、ただいまの説明に対して、質疑のある方は挙手を願います。上杉委員。

◆上杉栄一委員 ちょっとこれ、確認していただきたいんですけども、請願第7号の願意の中では、請願項目では、現行の健康保険証を廃止しないように、政府及び国会に求める意見書を上げてくださっているんですけども、請願の趣旨の最後に、国には一度立ち止まって、制度自体を見直すことを強く求めますとある、ということは、そのマイナンバーカード制度そのものについて反対だということでしょうか。

金田靖典議員 委員長。

◆砂田典男委員長 金田靖典議員。

金田靖典議員 はい。マイナンバーカードに関する意見も、当然、多々持ってるところでありますけども、このたびの請願趣旨そのものは、保険証の廃止はやめてほしいということでありまして、その願意からいきますと、最後の、国には一度立ち止まって、制度自体を見直すことをっていうことは、現行の健康保険証の廃止をいま一度立ち止まって、そこをやめてほしいということでもあります。

◆長坂則翁副委員長 趣旨と合わん。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆長坂則翁副委員長 趣旨と合わんじゃないか。

◆上杉栄一委員 請願の趣旨には、制度自体とあるわけです。この制度自体ってというのは何ですか。

金田靖典議員 委員長。

◆砂田典男委員長 金田靖典議員。

金田靖典議員 はい。マイナ保険証を来年の9月で廃止するという、今の制度の在り方ですと考えておりますけども。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 ということは、保険証でなくして、マイナンバー、この、いわゆる、そのマイナンバーカードに保険証をひもづけってというのは、これを、それこそ全員にひもづけするということですから、その制度をやめてっていうことは、要するに、そのマイナンバーカードの制度そのものに対しても反対だということというふうに理解できるんですけど、違いますか。

金田靖典議員 委員長。

◆砂田典男委員長 金田靖典議員。

金田靖典議員 はい。基本的には、マイナンバーカードそのものに反対しておりますけども、この請願自体に関しては、保険証とのひもづけをやめてほしいということでの請願でありますので、そういう趣旨であります。

◆**砂田典男委員長** 長坂副委員長。

◆**長坂則翁副委員長** そうなると、この件名の内容と中身がマッチしないですよ。やっぱり一般論としてね、考えた場合、国には一度立ち止まって、制度自体を見直すことをっていうことは、制度自体っていうのは、制度はマイナンバー制度でしょ、制度自体は、ねえ。ですから、その保険証のただ単なる廃止を、これだけ全国的にトラブルが多く発生しているから、拙速にやるべきでないと私も思います、思いますけれども、この書面審査するに当たって、国には一度立ち止まって、制度自体を見直すっていうんですよ。日本語的に、その理解をするとね、制度それ自体っていうことは、マイナンバーカード制度でしょ、違いますか。ですから、その請願の言っておられる趣旨と、趣旨のその文案とが一致しないですよ、どう考えても、これでいくと。それだったら、国には一度立ち止まって、現行の保険証を廃止しないことを強く求めます、そういう表現にならんとはいけませんよ。制度自体を見直すということは、マイナンバーカードそれ自体を否定するっていうことに、私は結びつくと思いますよ。ですから、文案と件名とは一致してないです、これは。

◆**伊藤幾子委員** ちょっといいですか。

◆**砂田典男委員長** 伊藤委員。

◆**伊藤幾子委員** はい。ちょっとね、確認ですけど、いいですか。マイナンバー制度っていうのは、もう幅広くって、いろいろあるんですけども、ここに書かれてる請願趣旨という制度自体っていうのは、マイナンバーカードと保険証の一体化をさせることを指してて、そのために、国は保険証も廃止するって言うてるから、その保険証廃止はやめてくれというような趣旨ではないんでしょうか。

金田靖典議員 委員長。

◆**砂田典男委員長** 金田靖典議員。

金田靖典議員 ありがとうございます。件名の表題が、現行の健康保険証を廃止しないことをとすることで求めておりますので、しかも、要旨、趣旨とすれば、先ほど御指摘あったような、広い意味でも理解が取れるっていうような解釈もできますけども、請願項目の2のところ、2、2番の請願項目のところも改めて、現行の健康保険証を廃止しないよう政府に求めるですから、今回の請願の趣旨とすれば、やはり、先ほど伊藤委員からも指摘があったように、マイナンバーカードと健康保険証の一体化をやめてほしい、特に、来年の9月からの健康保険証の廃止を、とにかくやめてほしいということだと理解しております。

◆**砂田典男委員長** 上杉委員。

◆**上杉栄一委員** これは、受け取るほうの、私の受け取り方の問題だというふうに思います。ですから、この文章読む限りは、これは文面審査ですから、あくまでも、やはり制度ということになれば、マイナンバー制度、これについて見直すと、自体を見直すということを強く求める、その前提の中で、この保険証の廃止になることを国に意見書を出してくれというふうに、だか

ら、根本的に、その制度自体については否定されておると。ですから、その上で、これを出してくれという話ですから、基本的には、制度そのものは、私は賛成ですので、これについては同意しかねるというようなことです。

◆砂田典男委員長 そのほか、委員の皆様で、御意見はございますか。

◆砂田典男委員長 いいですか。そのほかの委員の皆様で。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。じゃあ、以上で、紹介議員に対する質疑を終了いたします。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 金田靖典議員におかれましては、本委員会に出席していただきまして、ありがとうございます。

金田靖典議員 こちらこそありがとうございました。機会を頂きまして、また、よろしくお願ひします。

◆砂田典男委員長 引き続き、委員の皆様からの質疑、御意見等、お伺いしたいと思います。

◆伊藤幾子委員 ちょっと、はい。

◆砂田典男委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 その請願趣旨の書きぶりがという御意見があったんですけども、結局、そのマイナンバーカードと健康保険証が一体化されることによって、従来の現行の健康保険証は廃止しますよと、そういうことを国が決めたわけですけども、今、それぞれね、プラスチックだったり、紙だったり、そういった形である健康保険証がなくなるという、廃止をされるということについては、やっぱりこれは不都合だとか、不便だとか、いろいろあるかと思うんですけど、その点はどういうふう感じておられますか。

◆上杉栄一委員 委員長。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 まず、それを前提としてですけども、今、毎年、健康保険証が、これは郵送、いわゆる書留で、それぞれの被保険者のところに毎年送られてますけれども、年間どれぐらいの費用がかかるのかということが1点。

もう一点は、来年から、このマイナンバーカードと一体化して、保険証制度を廃止するということですけども、その後の政府の対応ですね、要するに、まだ8割に達していないような状況の中で、ひもづけてない、あるいはマイナンバーカード持ってない、その被保険者に対しては、国の対応は、どういう形で進んでいくのか、この2点についてお尋ねいたします。

○池上朱美次長兼保険年金課長 委員長。

◆砂田典男委員長 どうぞ。

○池上朱美次長兼保険年金課長 はい。保険年金課の池上です。今、上杉議員からのお尋ねでして、現行の健康保険証を発行している予算ですけども、郵送料と、それから印刷代ということで、約ですけど、年間で1,230万円程度かかっております。

それから、国のほうが、現在の健康保険証を廃止した後、どのような対応を考えているかというお尋ねでしたが、まず、マイナンバーカードを健康保険証にひもづけておられる方、それ

から、マイナンバーカードは持っているけども、ひもづけをされていない方、マイナンバーカードを持っておられない方がいます。マイナンバーカードをまず持っておられて、ひもづけをしておられる方については、それを健康保険証として使っていただけるんですが、医療機関の中には、まだカードリーダーが設置、義務づけられてますが、義務づけ外の、対象外の医院もあつたりして、カードリーダーがない医療機関にかかるために、資格情報のお知らせという、国のほうでは、そういったものを準備をして、マイナンバーカードを持っていかれて、資格の確認ができなくても、オンラインで資格が確認できなくても、受診できるようなことを考えておられるのが1つ。

それから、マイナンバーカードを保険証にひもづけをしておられない方や、マイナンバーカード自体を持っておられない方については、資格確認書というものを、これは、それを持って行かれれば、保険診療が受けれるというものですけれども、こういったものを準備をして交付をするというようなことを考えておられます。以上です。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 今、その資格確認書ですけれども、これは、現在、マイナンバーカードで登録をして、ひもづけしている人については、これはもう、それが保険証の代わりになるんですから、それ以外の方っていうのは、要するに、マイナンバーカードに登録されていない方の、ですから、調査っていうのは、すぐ分かるわけですよ、どなたがひもづけしてないっていうのは、出てくるわけでしょうから、そうなってくると、費用的な面からすれば、どの程度かかるか分かりませんが、私も、今ひもづけで、この間も医者行きましたけども、顔認証で、あつという間に、非常に、どこの病院に行っても、すぐにそういった情報は入ってますので、ただ、いろんな誤操作等々があつて、今問題になってますけども、今日午前中に、総務企画委員会のほうで、マイナンバーカードの今のこの調査の状況について、11月までにというようなことですから、我が国は民主国家ですから、民主主義になっていくと、非常に時間と金がかかる。お隣の国のように、それこそ、もう専制で、独裁国家になれば、もう全部かつさらつて1つにそれこそして、反対派は全部無視でするっていうような、そういう国であるならばだけでも、我が国の場合は、やはり民主主義ということになれば、皆さんのいろんな意見を聴く中で、1つずつこれをクリアしていくということですから、時間がかかっても仕方がないのかなというふうに思います。

ですから、このたびの分については、先ほどお話がありました、保険証の廃止に伴う対応っていうのは、国がしっかり考えているということですので、私は、それに反対する理由はないのかなというふうに思います。以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 そもそもマイナンバーカードは、申請により交付するっていうふうに国が決めてるわけですよ。だから、申請する人もいれば、しない人もいと、その選択は、それぞれの人が考えればいいと、そういうものなんです。ところがですよ、そうやって言うておきながらですよ、健康保険証っていう、みんなが持つてるもの、種類はいろいろありますよ、国保だとか、協会けんぽだとか、だけど、国民皆保険制度の下で、ちゃんと医療を保障するというこ

とで、誰もが持つ保険証をですよ、それを取得、取るのが任意だというものにくっつけること自体がおかしいわけです。だから、作らない人には、保険証がなくなるっていうことになるわけでしょう。だから、保険証の廃止はやめてくれっていう請願だと、私は理解してるんですけど。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 選択肢の問題であって、今の話からすれば、いわゆる資格確認書っていうのが出てくるわけですし、これも、いわゆる保険証に代わるものというふうに、私は理解しております。ですから、決して、自由な選択だということで、私は、それはひもづけしないという方については、この資格確認書で、それこそしっかりと、これで医療を受けれるわけですから、そのマイナンバーカードを持たない人、ひもづけしてない方は、その医療が受けられないっていうことはないわけです。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 それこそ、医療を受けなくしたら、すごい大問題になるわけですけど、その保険証というものをね、これまで全国民に手渡してた、国民皆保険で。それを、マイナンバーカードを持つか、持たないか、ひもづけするか、しないか、それによって区別されるわけでしょう。そこが、まず基本的に問題があるわけですよ。そのことで、保険証っていうのが廃止されて、資格確認書っていうものが出てくるみたいだけど、なぜ保険証じゃないのかっていうところですよ、カードを持たない人が。だから、保険証は残してほしいと、保険証を廃止するのはやめてほしいっていうのが、この請願なわけだから、私は真っ当な要望だと思いますよ。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 名前が変わるだけの話であって、実際に、その資格確認書と保険証がどう違うかといったら、同じものなんでしょう。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 じゃあ、何でマイナンバーカードに、保険証一体化って言うんですか。それはそのまま置いといて。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 一体化であって、マイナンバーカードが保険証ということではございません。その中に保険証の機能も入ってるということです。ですから、資格確認書も、これは保険証の機能が入っていると。何が違いますか。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 今現在ね、そりゃあ、マイナ保険証持ってる人もおられると思いますけど、それが出てくるまでは、国保でいえば、保険料をね、滞納を続ければ、短期保険証になったり、あるいは1年以上たてば、資格証明書っていうのが発行されてた。結局、国保料を払ってなかったら、保険証というのが、手元に届けられなかったわけですよ。だから、そういうのがもうずっと何十年も、何十年も来てる中で、やっぱりこの保険証っていうのは、本当に医療にかかるために、本当に大事なもんだっていうのは、やっぱり大方の国民は認識してると思うんですよ、保険証っていうものが。それがですよ、このマイナンバーカードが出てきたことによっ

て、何か今までできてきたことを、何かがらりと変えてしまうような、だって国保料とか、ちゃんと滞納せずに納めてたって、カードを作ってひもづけしなければ、資格確認書なわけですよ、そういうことでしょう。何かすっごく、私はそれね、私はおかしいと思うんですよ、おかしいと思うの。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 私は一つもおかしいとは思わなけど。見解の相違ということでしょうけれども。資格確認書であれ、マイナンバーのひもづけのカードであれ、同じように医療が受けれるわけですし、それは全く問題がないと。手順っていうか、その方法の違いだということだけだというふうに私は思っております。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 実際に、医療機関も、みんながみんな、マイナ保険証を使っておられない状況の中でね、いろんなトラブルが起きてて、本当に、先ほど紹介議員もありましたけれども、10割負担をしてもらったこともあるっていう病院もあれば、なかなか認証ができなくて、結局は現行の保険証で受付をしたとか、そういったことが出てるわけですよ。新聞報道でもありましたけど、鳥取県内の保険医協会、これは何か医療機関、何かお医者さんたちが7割入ってるらしいんですけど、そこがアンケート調査を行って、やっぱりいろんなトラブルがあると。この保険医協会、鳥取県のね、そこは、やっぱりその保険証の廃止を撤回してほしいっていうことを何か要望してるっていうね、そんな新聞記事もありましたし、医療現場もやっぱり、今の保険証がなくなったら、本当に困ると思うので、やっぱり私は、この請願の請願項目っていうのは、本当にそうだなと思います。

◆岡田 実委員 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 はい。いろいろ議論されてるところですけども、まず、この請願の中をもう一度、こう改めて確認していきますと、マイナ保険証を持たない人が、公的保険医療から遠ざけられる結果になるということや、国民の命と健康が脅かされる状態になってしまうというところがあるからこそ、この請願の中では、今の保険証は廃止しないことを求めるというふうにあるというふうに理解しております。ただ、先ほどもありましたように、資格確認書っていうもの、その資格確認書っていう位置づけが、保険証とどう違うかっていうところまでは、私も分からないんですが、1つ言えることは、医療を受けるために、その資格確認書っていうものを発行するところを、国のほうは、それを今考えてるっていうことがあるので、それが発行されさえすれば、マイナンバーカードがあろうが、なかろうが、どういう立場の人であれ、医療を受けられるというところは、担保してるんだというところがありますので、決して国民の命と健康が脅かされる状態になるということは考えられないので、やはり、今のその制度を補完していく、国のそういう対応措置っていうものがあるのであれば、今進めております、現行の保険証の廃止をしても、問題はなかろうかと思っておりますので、私としては、この請願については反対というところでございます。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。よろしいですか。

◆長坂則翁副委員長 ええ。

◆砂田典男委員長 それでは、以上で質疑を終結いたします。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論はございますか。

◆伊藤幾子委員 はい。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 私は、この請願に賛成の立場です。討論します。請願趣旨にあるように、このマイナンバーカードというのは、申請によって交付されるものです。そのことが、ちゃんと法でうたわれています。そもそもカードの取得が任意であるのに、この保険証というね、全国民が持つものと一体化して、そのために、現行の保険証を廃止するというのは、やっぱりこれは行き過ぎなやり方だと思います。あくまでもカード取得は任意なので、マイナ保険証にするのか、現行の保険証のままでいくのか、その選択は、やっぱり国民の側にあると思います。ですから、やはりこの請願者が、請願項目で言われてるよう、現行の保険証を廃止しないようっていうことは、もう十分に本当に賛同できますので、この請願には賛成です。以上です。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 私は、この請願には反対であります。先ほど、るる申し上げましたけれども、マイナ保険証を持ってない方についての対応については、国のほうで資格確認書を発行し、従来どおりの医療は受けられるというような、そういった方向でありますから、何ら国民が取り残されるというようなことはないと思います。ですから、この請願については、私は反対をいたします。

◆西尾彰仁委員 はい。

◆砂田典男委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい。私も、この請願に関しては、反対でございます。理由といたしましては、そもそも私は、保険証を何枚も、うちの母なんかもそうですけども、マイナンバーカードがあって、保険証があって、要介護のとか、いろいろあるんです、お年寄りになってくると、介護保険証とか。やっぱりこういうのをシンプルに1枚にまとめて、それでこう、さっき上杉委員も言われましたけれども、病院に行けば、すぐに顔認証できて、もう早いです、すごい。そういう保険証が、とか、マイナンバーを申請してもらってない方には、さっき言われたように、資格確認書というのが発行されるわけですし、私なんかは、最終的にはスマホなんかで、スマホの認証で、こう保険ができるようなことに発展してくればありがたいなと思っているのでございますので、そういう選択肢もあるということで、わざわざ前の保険証、国保だとかいろいろなの、いろんな形や形態がありますが、そんなの残さなくても、この、十分マイナンバーカードとのひもづけでできると考えておりますので、反対でございます。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

（「採決」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 それでは、討論を終結いたします。

これより、令和5年請願第7号現行の健康保険証を廃止しないことを政府に求める意見書の提出を求める請願についてを採決いたします。本請願の採択に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 はい。挙手少数と認め、本請願は不採択と決定しました。

それでは、不採択の理由を確認させていただきたいと思います。何かございますか。

◆上杉栄一委員 さっき言ったので、もう。

◆西尾彰仁委員 さっき言った、1つは。

◆砂田典男委員長 はい。それでは、そういたしましたら、ただいまの御意見を正副委員長でまとめて、この委員会の最後に確認するというところでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、これで企画推進部を終わります。

（「委員長」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。

○福山博俊文化交流課長 委員長。

◆砂田典男委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。度々お邪魔して申し訳ありません。文化交流課、福山です。先ほど、長坂委員さんから頂いた質問について、1つ回答していなかったものについてお答えします。令和4年3月に、教育委員会のほうで実施した調査ですが、中身的には、アスベストとダイオキシン、この調査をしたということで、経費については、合計で31万9,000円ということで確認ができました。以上です。

◆砂田典男委員長 はい。

◆長坂則翁副委員長 いいです。

◆砂田典男委員長 いいですか。

◆長坂則翁副委員長 はい。

◆砂田典男委員長 はい。それでは、これで企画推進部を終わりたいと思います。執行部の皆様、御退出ください。ありがとうございました。特に池上課長、わざわざおいでいただきまして、ありがとうございます。しばらく休憩します。再開は14時50分といたします。

（「はい」と呼ぶ者あり）

午後2時40分 休憩

午後2時49分 再開

【市民生活部】

◆砂田典男委員長 それでは、委員会を再開いたします。

続きまして、市民生活部に入ります。まず初めに、竹間市民生活部長に御挨拶をいただきたいと思います。

○竹間恭子市民生活部長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 竹間部長。

○竹間恭子市民生活部長 はい。市民生活部の竹間です。本日、市民生活部に係る案件は、議案2件、報告事項2件となっております。まず、議案第107号令和5年度鳥取市一般会計補正予算の市民生活部に属する部分につきましては、9月6日の委員会で御説明をさせていただきました。次に、昨日、追加提案をさせていただきました、議案第127号令和5年度鳥取市一般会計補正予算、市民生活部の所管に属する部分、112万3,000円につきまして御説明させていただきますので、両議案とも、議案審査のほう、よろしく願いいたします。

そして、報告事項ですが、まず1件目は、トスク店舗閉店に伴う現在までの状況と今後の対応についてということで御報告させていただきたいと思っておりますし、もう一件、地区公民館の幅広い活用に向けた検討について、こちらの報告もさせていただきたいと思っております。詳細は各担当課長から御説明申し上げますので、御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

◆砂田典男委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、議案審査に入ります。説明については、前回の委員会で既にいただいております。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

議案第107号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 議案第107号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

◆伊藤幾子委員 はい。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 すみません。この名木・古木の下味野神社に補助をするんですけど、この補助金の名称、教えていただけませんか。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 はい、山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 はい。この補助金の名称ということでございますが、これは、鳥取市指定保護地区及び保存樹木等保全事業補助金でございます。

◆伊藤幾子委員 はい。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 この補助金の所管っていうのは、生活環境課だけじゃなくて、ほかにもあったりするもんですかね。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 はい。山根でございます。この補助金は、鳥取市自然保

護及び環境保全条例に基づいて、この補助金が設置されておまして、基本的に、こちらの樹木等の補助金につきましては、生活環境課のほうが対応しております。以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 何で聞きたかったかっていうと、毎年の補助金の一覧っていうのが、ホームページに上がってるんですね。交付要綱と一緒に、ばーって上がってるんですけど、ちょっとこの補助金の対象の補助金が、ちょっと私、よう探さなかって、その生活環境課っていうところに上がってる補助金に、どうもこれがないので、どっかほかのところでね、例えば、教育委員会だとか、農林だとか、そういうところに上がってるのかなと思って聞いたんですけど。

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

◆伊藤幾子委員 いいです、探します。探しますので、いいです。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何か質疑はございますか。

◆長坂則翁副委員長 ちょっとええか、1点。

◆砂田典男委員長 はい、長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 1点確認したいんですけども、このいわゆる鳥取市自然保護及び環境保全条例に基づく指定を受けた保存樹木が前提ですよ。それで、これは、なら、この条例に基づいた保存樹木っていうのは、市内に何本あるんですか。

◆砂田典男委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 はい、委員長。お答えいたします。鳥取市内にある樹木につきましては、今23本ございます。

◆長坂則翁副委員長 23本。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 それで、これは、あくまで、その条例に基づいた保存樹木っていうことなんですけども、ただね、ちょっと確認したいんですけども、基本的には、保存樹木、担当がおたくかどうかは分らんんですけども、本来的には、神社仏閣への補助っていうのは、基本的にはないですよ、ないですよ。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 はい。

◆長坂則翁副委員長 確認、どうですか。

◆砂田典男委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 委員長、はい。環境局長の山根です。お答えいたします。神社仏閣に対する補助ということではなくて、あくまでも、この名木・古木に指定させていただいております、この樹木の管理とか、維持とかのために、もしくは、そういった形で、今回のケースのように、倒木等考えられたり、その場合の支援とかをする場合に、支援はさせていただいております。

◆長坂則翁副委員長 いや、ですから、神社仏閣への補助じゃないんですか。

（「じゃないです」と呼ぶ者あり）

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 神社仏閣に対してということではございません。管理者ということで、例えば、その賀露神社の場合については、賀露神社の宮司様のほうには、管理

をしておられるということで、もし、そういうことが起こった場合には、その木を、その樹木を維持管理するために必要な、そういった補助が必要な場合には、協議をさせていただいて、その樹木を守るということで、この支援をさせていただいてるところでございます。

◆長坂則翁副委員長 はい。ありがとうございます。

◆砂田典男委員長 はい。そのほかの委員の皆様で。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 すみません。先ほど、23本って言われたような気がするんですけど。正確にお願いします。

◆砂田典男委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 はい、山根です。本数で言いますと、すみません。23の木がある場所と言ったほうがいいかもしれません。本数でいきますと、またちょっと数えますけれども、各神社とかには、でも、3本、4本あったり、多いところでは8本ある場所もありますので、ちょっと本数としては、言い方が間違いでですね、23か所と言わせていただきたいと思います。

◆長坂則翁副委員長 23か所か。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 はい。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

（「ありません」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 じゃあ、以上で、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、議案第107号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第127号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 続いて、追加提案分に入ります。議案第127号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の御説明をお願いいたします。

○下田俊介佐治町総合支所長 委員長。

◆砂田典男委員長 下田支所長。

○下田俊介佐治町総合支所長 はい。佐治町総合支所、下田でございます。説明させていただきます。説明につきましては、右肩資料1、令和5年9月定例議会、令和5年度9月追加補正の

資料と事業別概要に基づいて説明をさせていただきたいと思います。はい。

追加の歳出予算の説明でございます。委員会資料3ページでございます。予算書が20、21ページ、事業別概要は28ページとなります。総務費、総務管理費、財産管理費のうちの（佐治町総合支所管理費）でございます。補正予算額が76万2,000円、これは、8月15日の台風第7号の襲来によっての大雨のために、プラザ佐治裏にあります谷の水が、排水路からあふれ出てしまいまして、プラザ佐治記念ホールに浸水をしてしまいました。その際に、ステージと楽屋に水が流れ込み、その下の観客のスペースが、木製の板張りになっておりますけれども、その上に、数センチ程度の泥水がたまった状態になってしまいました。大雨のピークを過ぎまして、水の浸水が収まってから、若干の排水と自然乾燥を行いましたけれども、残った泥の撤去等、一部部材を交換する修繕が必要となりましたので、追加の補正予算をお願いするものでございます。

なお、木材の床面の清掃等は、時間を長く置くと、修繕に困難が生じるというおそれがございましたので、財産経営課の既定予算を使用させていただき、既に清掃作業は終了ということとさせていただいております。楽屋等の修繕につきましては、補正予算成立後、速やかに対処したいと考えておるところでございます。併せまして、総合支所の配管等に、一部修繕が必要な箇所もございましたので、併せて計上させていただいております。

なお、その他財源につきましては、33万7,000円でございますけれども、建物総合損害共済の災害共済金を充当することとしております。佐治町総合支所は以上でございます。

○北村貴子協働推進課長 委員長。

◆砂田典男委員長 北村課長。

○北村貴子協働推進課長 はい。協働推進課、北村でございます。下の段でございます。3ページ、2項目目を御覧ください。2ページ目の歳入につきましては、歳出の説明の際に、併せて御説明したいと思います。事業別概要は13ページ上段でございます。教育費、社会教育費、公民会費、地区公民館施設管理費、（地区公民館施設管理費）の補正額36万1,000円について御説明いたします。これは、8月15日台風7号の影響によりまして、用瀬地区の社地区公民館の軒天井が破損したため、破損した部分を含めた約9平方メートルの軒天井の撤去と取替え修繕を行うものでございます。

その他財源の収入につきましては、資料の2ページにも掲載しておりますけれども、公益社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済金18万円を見込んでいるものでございます。共済金の積算根拠といたしましては、共済会規定によりまして、災害、水害等による損害の災害共済金は、通常の方法で計算された額の100分の50に相当する額となっているものでございます。説明、以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 質疑なしと認め、本案は質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第127号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

ただいままでで、説明の終わった部署の方は退席していただいて結構です。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 委員長。

◆砂田典男委員長 はい。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 環境局の山根でございます。先ほど長坂議員からの質問の中で、本数ということ言われたんですけども、実は、この名木・古木の指定の中には、本数ということではなくて、箇所数ということで認定しておるものですから。本数まで、正しい数字までは、ちょっと今把握できておりませんし、実際には、この名木・古木については、箇所数ということで認定させていただいてるということで、御了承いただければと思います。以上でございます。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 今日でなくてもいいですから、じゃあ、本数は幾らなんだって。23か所で、じゃあ、本数は幾らですか。本数は答えられないんだったら、後ほど、また調べて教えてください。以上です。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 委員長。

◆砂田典男委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 はい。承知いたしました。本数のほう確認いたしまして、また御報告をさせていただきます。

◆砂田典男委員長 はい。よろしく願います。いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

トスク店舗閉店に伴う現在までの状況と今後の対応について（説明・質疑）

◆砂田典男委員長 では、続きまして、報告に入りたいと思います。トスク店舗閉店に伴う現在までの状況と今後の対応について、執行部、説明をお願いいたします。

○山名常裕地域振興課長 委員長。

◆砂田典男委員長 山名課長。

○山名常裕地域振興課長 はい。地域振興課、山名です。それでは、トスク店舗閉店に伴う現在までの状況と今後の対応について説明させていただきます。資料2の2ページをお開きください。トスク店舗の閉店につきましては、本市としましては、これまで状況を注視し、買物環境確保のため、必要な対策を行ってまいりましたが、これまでの経過と、ここ最近の動きもござ

いましたので、これについて、かいつまんで報告させていただくとともに、今後の対応についてお話しさせていただきます。

まず、遡りまして、4月の26日に、JAの総代会がありまして、その後に報道発表があり、トスクの各店舗の閉店時期が示され、その後の継承先として、これは4月の27日でしたが、東宝企業に決まり、交渉が始まったということですが、ここに記載しております店舗は、トスクの9店舗のうち、鳥取市内の店舗のみ記載しておるところでございます。そして、5月の1日に、県主催で、市町、JA、県による、買物環境確保に係る対策協議会が開かれまして、県は、市町からの買物環境確保計画を踏まえて支援を行うといったことが決定しました。本市としましては、5月26日の金曜日に、移動販売の拡充や、物流再構築事業を盛り込んだ、鳥取市買物環境確保計画を県に提出し、この2事業については、6月定例市議会において、6月補正予算計上し、その後可決していただき、現在、事業着手しておるところでございます。

次に、3ページをお開きください。7月の7日です。JAからの報道発表で、トスク店舗の事業継承について、これまで東宝企業と進めておられたんですが、代理人弁護士が交渉窓口から外れることが判明して、交渉成立する見込みがなくなったという判断がなされ、これを断念することと発表されました。それを受けて、7月11日に、今度は、東宝企業からの発表があり、東宝企業は、トスク店舗の引継ぎについて断念すると。さらに、これを受けて、7月14日、JAからの報道発表で、今後は、各地域において末永く営業を継続することが見込める事業者の声をかけ、交渉を急ぐと。具体的には、各店舗、それぞれ個別に交渉を進めていくといった発表がなされました。併せて、これまで各店舗ごとに、閉店時期が定められておったんですけども、買物環境確保の影響があるということで、トスク丹比店・ちづ店・用瀬店・若桜店・フレッシュいわみの5店舗については、閉店予定日を、8月末から9月末まで延期するとされたところであります。

その後、本市としましても、これらの状況を注視しておったところですが、9月末の閉店時期も近づいてきたことから、JAのほうに、そろそろ引継ぎの状況について教えていただきたいとか、そういったこともありましたので、8月の30日に、東部4町と連携して、要望書を提出いたしました。この要望書の内容としましては、トスク店舗引継ぎ交渉先の早期決定をお願いしたいと、もう一つは、もうあと1か月に迫っているので、可能であれば、閉店期日のさらなる延長できないかっていう、そういったことも要望させていただきました。ただ、JAとしては、延長については難しいといったことで、ただ、早急に、交渉先についてもまとめたいとあったところでした。9月13日、これ、新聞報道で皆様も御覧になられたかと思いますが、JAからの発表がありました。大きく3つ、3点でございます。トスク吉成店については、エスマートに不動産及び内部施設の売却を行う方針であると。ただし、店舗営業を引き継ぐ予定はないと。ですので、店舗以外の別のものとして使われる、トスク吉成店の横にエスマートがございますので、そういったことから、こういった判断がなされたのかなと。もう一つは、トスク用瀬店及び丹比店については、現在、複数企業と引継ぎ交渉中であると。引き続き、買物環境維持に向けて努力するということでした。そして、トスクちづ店・若桜店については、エスマートに運営を引き継ぐといったことで交渉中で、比較的早い時期に、引継ぎが完了する

見込みであると、大きく、この3点が発表されたところであります。

本市としましては、このこういったトスク店舗閉店時期が9月末と迫る中で、特に、この用瀬店の継承については注視してるところであります。仮に継承先が決まったとしても、もうこの時期になりますと、当面の間、店舗は閉鎖する時期が出ますので、そういった対応も含めて行っていく必要があるということで、課題として、特に用瀬、あと、佐治地域の住民が、生鮮食品や野菜の買物をしておられます。ですので、そういったこともありますので、南地域を運行する移動販売事業者と連携を図って、支援が必要なエリアの運行対応を行うことや、あと、佐治地域を運行している移動販売事業者、さじ式拾壺さんが移動販売をしておられるんですが、特に用瀬店のほうから食材を調達しておられます。そういったこともありますので、当面は河原店のほうに延ばして仕入れをされるということですが、その際の追加の燃料費など、そういったことも補助金のほうで支援していきたいと考えています。

また、共助交通バスが、今、用瀬店を買物の行き先としております。当面、閉まる時期については、さじ未来号、あと、いきいき社バス、この2つが運行を、53号線を特別に通らせてもらって、エスマート河原店まで延伸するというようなことで、これ、1日1便が許可されたということですけども、そういった形で、10月1日から運行する予定にしております。

そういったことで、買物に困られる方の支援は行っていきたいと考えておりますが、本市としても、その買物環境確保の観点から、やっぱり店舗が引き続き残っていくということが一番望ましいかなとは考えますので、今後、引き続き、この交渉の状況は注視させてもらって、必要であれば、例えば、初期費用の支援とか、そういったことも検討していきたいと考えております。また、そういった必要な予算については、直近で開催される議会のほうで、補正予算計上させていこうと考えておりますので、今回の報告で御了承いただけたらと思います。

また、本件に関連した内容についても、もう一点追加で報告させていただきますと、先週の9月8日の金曜日に、用瀬地域振興会議のほうから意見書の提出がありました。この意見書では、トスク店舗の後継事業者について、JAの事業者決定に向けた取組を、行政としても支援してほしい、あとは、後継事業者の参入を後押しするために、参入時の行政支援についても考えてみてほしいと、そういった2点について要望されたところであります。本日午前中に、議長への報告ができましたので、委員の皆様にも追って、その意見書の内容について、情報提供させていただこうと考えておるところであります。以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明をいただきました。

本件について、委員の皆様から、質疑、御意見等はございますか。

◆西尾彰仁委員 はい。

◆砂田典男委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい。トスクの用瀬店は、場所としては結構いいところにあって、ちづ店や若桜店より業者が入りやすいかなと、私のほうは思っとなんですけども、この複数企業っていうのは、具体的に、このエスマートはマルイ関係ですよ、マルイのあれだと思いますけれども、何者ぐらいされとるのかなということと、実際入って見られたら分かると思いますけど、惣菜とかダイソーは、8月31日でもう出られとって、行ったらちょっと、惣菜系やあは、全然買う、

買う商品が物すごく少なくなっている状態でございます。逆に早いこと決めて、準備をして、惣菜とかもしっかり売っていただきたいなというのを、これは意見としてですが、ちょっと、もし知っとられたら、企業のあれを。

○山名常裕地域振興課長 委員長。

◆砂田典男委員長 山名課長。

○山名常裕地域振興課長 はい。これは、報道発表されておった内容になりますけども、エスマート、サンマート、マルワなどというふうに出ておりましたので、そういったところとお話をされておると思います。

◆西尾彰仁委員 いいです、結構です。

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

◆西尾彰仁委員 はい。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、いいですか。

◆伊藤幾子委員 はい。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 すみません。まず、この4月26日っていうのが、JAの総代会から、これ始まっているんですけど、それまでに新聞報道でいろいろね、事前にこういろいろ出てきたというふうに思っているんですけど、市町とJAと県による、その対策協議会っていうのが、第1回目っていうのか、これ、いつされたんでしょうかね。

○山名常裕地域振興課長 委員長。

◆砂田典男委員長 山名課長。

○山名常裕地域振興課長 はい。第1回目は、2月の21日に開催されました。大体、このトスク閉店の報道発表が、2月頃だったものですから、それを受けて、今後の対応ということで、至急に集められたところでありました。ただ、そこでは、まだ具体的なJAからのその方向性というか、ものが示されていなかったのので、具体的な話まで、まだ至らなかったといったところでございます。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。分かりました。用瀬店とかっていうところが、本当に、そこでね、また新たな業者が営業していただくっていうのが、住民にとっては買物に困らないっていうような状況をつくることになると思いますので、先ほど説明されたように、バスのルートだとか、ああいう工夫もしながら、当然対応は進めていただきたいと思いますんですが、本店のことはどうなっているんでしょうかっていうか、地域振興課はね、基本、何か中山間地域のことだとか、そういったところがメインになっているので、やっぱりその住民さんがね、本当になるべく困らんよいうってことなんですけれども、一応、本店も閉店の名前に上がってる、当然ところなので、そこについては、地域振興課でいいのか、それともほかの部署なのか、ちょっとそこは教えていただけませんか。

○山名常裕地域振興課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 山名課長。

○山名常裕地域振興課長 はい。ちなみに本店については、これが7月の14日に報道発表された内容でいきますと、令和6年6月頃から解体に入るといことでございます。その解体撤去が終わってから、土地の所有権をどこか交渉されて、そこからどういった形態になるかは分かりせんけども、交渉していくと。引き続き、その店舗になるのかどうなのか分からないですけども、ひとまず決まっているのは、その解体撤去するということでは決まっています。

庁内で、今こうやって、私どものほうで報告させていただいておりますけども、経済観光であるとか、あと、企画のほうとかと、関係部署で集まって、随時情報共有を図りながら、庁内では話を進めていってるところでありますし、この本庁の、先ほど解体って申し上げましたけど、都市整備部のほうも、その解体の関係のことで関わってはいますので、何せこの多分野に及ぶ話です。雇用のこともありますし、地域振興課では、その買物環境確保っちゅうところで関わってますし、そういったいろんな分野、あと農業関係も、生産者支援っていうところで関わりがありますので、そういった関係課で、随時情報共有を図ってやっていかないといけないなど言っているところでございます。

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

◆伊藤幾子委員 はい。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で何かございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 大丈夫ですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。

地区公民館の幅広い活用に向けた検討について（説明・質疑）

◆砂田典男委員長 では、次に、地区公民館の幅広い活用に向けた検討についてを、執行部より御説明お願いいたします。

○北村貴子協働推進課長 委員長。

◆砂田典男委員長 北村課長。

○北村貴子協働推進課長 はい。協働推進課、北村でございます。同じく資料2、続きまして、4ページを御覧ください。地区公民館の幅広い活用に向けた検討についてということで御説明いたします。これは、令和5年2月議会の本委員会においても御説明した内容から、その後の検討状況について御報告するものでございます。なお、文教経済委員会におきましても、同じ資料を用いまして、生涯学習・スポーツ課が御説明いたします。

まずは、1番、これまでの経過でございます。地区公民館をより幅広いニーズに柔軟に応える施設とすることで、地域の活性化、生涯学習事業の充実等につなげることや、福祉、防災など、地域の課題が多様化する中、地区公民館を様々な目的で活用し、既存施設を最大限に生かすよう検討しているところでございます。下に書いてあります、検討経過につきましても、記載のとおりでございますので、後ほどお読み取りいただきたいと思います。

2番の検討内容でございますが、地区公民館の利用、対象範囲を拡大するために、施設の使

用方法や使用料、新条例案等の検討を進めているところでございます。また、これまで教育委員会が関与して、地区公民館が果たしてきました、学びの成果を生かした住民主体のまちづくりは継承していくこととしておりますので、今後も、社会教育法第22条に規定された事業を含む活動を推進していくことを、新条例の目的に明記することとしております。

補足いたしますと、社会教育法第22条に規定された事業とは、1番、定期講座を開設すること。2、討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。3、図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。4、体育、レクリエーション等に関する集會を開催すること。5、各種の団体、機関等の連絡を図ること。6、その施設を住民の集會その他公共的利用に供することでございます。これまでの学びを生かしまして、地域づくりとともに、地域を支える人材を育成していくことが、より重要な役割となってくると思っております。

その主な検討状況、案についてでございますが、①番、施設の名称は、引き続き、地区公民館ということで利用していきたいと思っております。②番、新条例の設置目的及び地区公民館で行う事業につきましては、記載のとおりと考えておりますので、後ほどお読み取りいただきたいと思っております。③、利用目的が営利を目的とする場合は、使用料を徴収したいというふうに思いません。④、地区住民の使用を優先させるために、予約可能時期ですとか、定期使用の不可等で差をつけるっていうことを考えております。

今後の進め方、予定でございますが、引き続き、関係機関と意見交換を行いながら進めてまいりたいと思っております。予定としまして、スケジュールとしましては、10月で、こういった地区公民館の幅広い活用についての市民政策コメントを行って、12月に条例改正案を上程いたします。1月からは、市民等への変更内容ですとか、利用方法を周知して、令和6年の4月から運用開始というふうに考えております。説明は以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本件について、委員の皆様から、質疑、御意見等はございますか。

◆西尾彰仁委員 はい、意見を。

◆砂田典男委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい。意見なんですけど、教育委員会が先立って、コミュニティセンターなんかを、一般に使えるように条例整備をして、有料でお貸しするというようなこともあったり、それから、予約なんかの考慮もしておりますが、その辺と、この地区公民館との整合性を図っていただけたらと思っておりますけれども、その辺はどう考えておられるでしょうか。

○北村貴子協働推進課長 委員長。

◆砂田典男委員長 北村課長。

○北村貴子協働推進課長 はい。その辺りは、コミュニティセンターの状況も踏まえながら、整合を図っていきたいというふうに思っております。ただ、あくまで、地域の方が優先的に使っていただける施設であって、利用されないところで、そういった営利目的等の活用があれば、入っていただけるっていうようなことを考えておりますので、はい。

◆西尾彰仁委員 はい。

◆砂田典男委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい。確かにね、いつも利用されとるわけじゃないので、地区公民館も、いろんなとこ行きますけれども、そういう空き時間を、有料でお貸しするというのはいいんですけど、ちょっと怪しい業者さんとかも借りてこられることもあるので、その辺はしっかり、コミュニティセンターのときにもお話をしたんですけども、やはりそういう企業さんだとか、そういう、何かいろいろ売ったりとか、勧誘だとかっていうのもあるので、その辺はしっかり目を光らして、規則とかで縛っておいていただけたらと思います。これは意見として申し述べておきます。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 幅広い活用に向けた検討ということで、ちょっと私も、地区公民館は、そのまま名前は残るっていうのは、ちょっと意外だったんで、名前変えてもいいのかなっていう、個人的には、そういうふうに思ってるんだけども、いわゆる職員の処遇です。今後、新たなその営利等々にも受け入ると、だから、幅広く、今まで以上のものを、その利用を受け入れるような形になるだろうけれども、職員処遇については、それこそ変わらないのか、変えていくのか、その辺りの考え方を教えてください。

○北村貴子協働推進課長 委員長。

◆砂田典男委員長 北村課長。

○北村貴子協働推進課長 はい。協働推進課、北村でございます。職員の処遇については、今までと変わらない会計年度任用職員ということで考えておりますし、営利目的で活用したとしても、いわゆる部屋貸しとなりますので、そこで公民館職員の負担がすごく増えるっていうことは、ちょっと見込んでいないところでございます。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 以前は、いわゆる社会教育法の範疇の中で、限られた活動の中で、そこで職員の活動されてたわけなんだけども、今かなり範疇が広がって、例えば、その地区の、それこそ会計を持ったりっていうようなところも、何かあるような、いろんな、それこそ業務も携わって、結局、公民館の職員さんとしては、断り切れないような、地元の要望等々もあるようなんですから、それは、やっぱりある程度ルールを決めなあかんというふうに思ってますし、結構、うちの公民館の職員さん見ておると、ほとんど毎日9時半～5時過ぎまで出ておられるということで、いつ休んでるのかなというふうに、大変ちょっと不思議なところもあるんだけども、館長は別として、やはり公民館の主任、主事についての処遇というのは、前からその話はあるんだけども、ただ単に、会計年度職員ということは、ある程度、今までよりも処遇は上がったっていうふうに思いますけれども、こうして幅広い活用に向けたということになれば、やはりそれなりのやっぱり処遇をしていかなければならないのかなと。今後、まちづくり等々のなんか、協議会等々が公民館の中に入っていきような状況になれば、よりその業務っていうのは増えるじゃないかなというふうに思ってますので、そのことについては、今後は検討していただく余地はあるのかなというふうに私は思いますけれどもね。いかがでしょう。

○北村貴子協働推進課長 委員長。

◆砂田典男委員長 北村課長。

○北村貴子協働推進課長 はい。協働推進課、北村でございます。社会教育施設で社会教育法にのっとった事業を行ってもいるんですけれども、平成20年からは、協働のまちづくりを推進していて、コミュニティー施設としても位置づけておりますので、しかも、今、現段階でも、まちづくり推進員という形で、地域のまちづくりをしっかりサポートしている状況でございますので、そこは、何ていいますか、民間に貸出してなったとしても、事業の内容であるとか、自分たちが進めていく事業っていうところは、それこそ大きく変わらない、現状に合わせた変更をしていくのかなというふうには思っているところでございます。以上です。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 もう一点だけ。これ、公民館によって、例えば、土曜日を閉館にするところであったり、あるいは、土曜日半日開けるというようなところもあるようでして、どうも統一していないような状況なんです。それはもちろん、その地域の地域性っていうのもあるかもしれないけれども、働く人間にとっては、あそこの公民館は土曜日休みだけど、うちは土曜日出なあかんとか、確かに、その時間の割り振りの中で、1週間に二十何時間だっけ、そういった形では割り振ってるだろうけども、やっぱり地域のコミュニティーの施設として、土・日は閉館にするっていうことで、みんな統一すればいいんだけども、地域によって、それが開いてる公民館もあれば、閉まってるところもあると、部屋の利用はできるだけけども、要するに、管理者がいないという格好なんですわね。そういうことも少し、今後のその検討課題の中で検討していただければというふうに思っております。ちょっと意見で言わせてもらいました。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 以前も説明があったんですけども、この5ページにも書いてあるように、その事業のところで、事業のところか、その③で、利用目的が営利を目的とする場合は、使用料を徴収しますっていう表現になってますけれども、さっき、怪しい商売だか、怪しい業者、例えば、先ほど、トスクの閉店の関係の経過も含めてあったんだけども、中山間地域にとつたら、今、本当にスーパーマーケットがなくなりつつある中で、買物弱者と言われる皆さんが、本当に困っておるような状況が生まれると思うんですね。そうした場合に、この営利を目的に、仮にしても、例えば、業種をある程度絞るのか、どういった、生鮮食料品を売るその業者であつてもいいのか、そこら辺、幅広くなのか、一定の幅をもって考えられておるんか、その辺はどうですか。

○北村貴子協働推進課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 北村課長。

○北村貴子協働推進課長 はい。協働推進課、北村でございます。そこは、本当に、中山間地域で買物弱者の方の対応として、そういった移動販売車が来られるっていうことは、望んでいるところでございますので、そういった対応がしやすくなるかなって思っています。今、現段階、そういった企業さん、地区公民館にはまだおられない状況なので、そこが利便性が高まるかなというふうに思っているところでございます。ただ、そういった部分に関して、使用料を徴収するかどうかというところについては、ちょっと関係課と、例えば減免するであるとか、そういったところは検討しなければいけないかなというふうには考えております。以上です。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 それで、その後、営利を目的とする場合は、使用料を徴収するっていう表現になってますけども、令和5年の7月に、施設の使用方法や利用料の考え方について説明をしたっていうふうになっておるんですが、おおよそ、どの程度の使用料、何かいろいろランクがあったりするんですか。細かいこと聞くようですけど、教えてください。

○北村貴子協働推進課長 委員長。

◆砂田典男委員長 北村課長。

○北村貴子協働推進課長 はい。具体的な額については、ちょっとお話しはしていなくて、考え方であるとかっていう部分についてのお話をさせていただいたところなんですけど、近隣の施設であるとか、コミュニティー施設であるとか、そういった部分も参考にしながら、今検討しているところで、数字の公表については、ちょっと控えさせていただけたらと思います。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 一番はね、一番気になるのは、そういった、今度は営利を目的とする業者さんが入ってくるといった場合に、ここの④でも書いてあるように、地区住民のその使用が、ややもすると、場合によったら、使えないというふうなことを招く事態だけは、絶対避けなきゃならないと思うんですよね。問題はそこらだと思っただけです。ですから、その辺は、十二分検討された中での、その使用方法とか、そういったものも含めて、公民館長会もあるでありましょうから、十分検討された中で、要は、地域住民が使いたいって言ったときに、使えないっていう事態だけは起こらないように、十分配慮した中での今後の検討を、ぜひともしていただきたいと、このことだけ申し上げておきたいと思っただけです。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 新条例をっていうことなんですけれども、資料にもあるんですけど、設置のところなんですけどね、ここでは、社会教育法の第22条に基づく活動云々かんぬんという説明があったんですけど、今の公民館条例は、社会教育法の21条の第1項に基づきっていうふうになって、それは何かっていうと、市町村が設置するっていうことなんですけれども、この市町村が設置するっていう言葉が、社会教育法のね、その同じような21条第1項っていう、それが無いってことは、市町村が設置するっていうことがうたわれないっていうことになるのかなと思うんですけども、そうなるんですかね。

○北村貴子協働推進課長 委員長。

◆砂田典男委員長 北村課長。

○北村貴子協働推進課長 社会教育法の21条では、市町村がってあるんですけども、市長部局に移管するということで、公の施設を設置する場合には、条例をつくって設置することであるんですけども、地方自治法244条には、そのように、設置する場合は条例に基づいて設置するってなりますので、そこの規定は冒頭のほうで出していきますので、市町村が設置するということで御理解いただけるかと思っただけです。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 だから、今度は、地方自治法のほうで担保をしていくっていうことになるんで

すよね。

○北村貴子協働推進課長 はい、そうです。

◆伊藤幾子委員 それで、今、地区公民館の利用対象範囲を拡大と書いてあるんですけど、中央公民館との関係はどうなるんでしょうか。ちょっと条例上、今は公民館の公民館条例と一緒に書かれてるわけですよね。どうなるんですか。

○北村貴子協働推進課長 委員長。

◆砂田典男委員長 北村課長。

○北村貴子協働推進課長 はい。協働推進課、北村でございます。現段階の条例では、中央公民館が位置づけられているところがございますが、それが形骸化しているところもございまして、その中央公民館っていう位置づけがなくても、現段階でも、十分、地区公民館の管理等できておりますので、そこは恐らく、中央公民館のない状態で、地区公民館を管理していくっていう状況になるかと思えます。

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

◆伊藤幾子委員 じゃあ、ちょっと。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 ちょっと今後のスケジュールなんですけれども、数年にわたって、いろいろ協議をされながら、こう進めてきてるわけなんですけれども、10月にパブコメがかけられるんですよね。12月に条例改正案が出てくるんですよね。議会にこういった説明があるんが、もう今日が最後っていうことになるわけですよね。もう今度は条例について、マルかバツかみたいな、そういう話になってくるわけですね。この、すみません、10月にパブコメかける中身っていうのは、これは条例案じゃなくて、こんなふうに活用していきたいと思ってるんですっていうことよかったですかね。

○北村貴子協働推進課長 委員長。

◆砂田典男委員長 北村課長。

○北村貴子協働推進課長 はい。協働推進課、北村でございます。幅広い活用についての方向性であるとか、考え方であるとかっていう部分の市民政策コメントというふうに考えております。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 分かりました。じゃあ、12月に、いきなりちょっと条例案っていうことになってくるので、言われなくてもそうされると思いますけど、市政コメントの結果は、ちょっと議員のほうにお願いします。以上です。

◆砂田典男委員長 はい、岡田委員。

◆岡田 実委員 はい。すみません、岡田です。これまで話をしてきた中で、実際に、その職員さん、会計年度任用職員の皆さん方は、今回こういった取組を進めるに当たって、どのような意見が出てののかなっていうところの質問です。要は、今までいろんな制約があったので、その制約からほどかれて、社会教育以外の活動ができるっていう、前向きなっていうか、そういう積極的な意見もあれば、業務が煩雑になるのではなかろうとか、そういった意見もあったと思うんですけども、おおむねどんな意見があったかというところを紹介していただきたいと

思います。

○北村貴子協働推進課長 委員長。

◆砂田典男委員長 北村課長。

○北村貴子協働推進課長 はい。協働推進課、北村でございます。岡田議員のおっしゃるとおり、不安っていう部分も垣間見られております。どのような業種の方が申し込んでこられるのか、あとは、その徴収事務についてどうなのかっていうところが、ちょっと不安に感じているところですが、ただ、いろんな団体といいますか、ネットワークが築けるんじゃないかっていうような御意見もありますので、そこを上手に活用できるようになっていけばいいかなというふうに思っています。その職員の不安に関しましては、どういった企業であったり、業者が申し込んでくるのかっていう点につきましては、事前申請というか、事前登録をしていただいて、協働推進課で事前登録をしたものを判断して、登録できる、できないっていうところは、協働推進課のほうで判断をしたいなというふうに思っていますので、登録のあった業者については、利用の申込みが、各公民館の判断でできるっていうような形にしていきたいと思っておりますし、使用料の徴収につきましても、公民館職員がお金を徴収するのではなくて、納付書を作成して、その納付書で払っていただいてという形を考えておりますので、納付書の受渡し等は、ひよっとしたらあるかもしれませんが、そこでお金を徴収して、職員がどこかに、金融機関に払いに行くっていうことがないように考えておるところでございます。以上です。

◆岡田 実委員 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 はい。意見のような形にはなるんですけども、要は、公民館は、例えば鹿野でいきますと、農業者トレーニングセンターの中に、鹿野地区公民館が、中に腹借りといいますか、入ってまして、そして、その施設は、鹿の助スポーツクラブが施設を管理して、その鹿の助スポーツクラブが管理した施設を、地区公民館が借りて使っているというふうなパターンがあったりとか、あるいは、もうその地区公民館が、そのまま全部、その施設も運営も賄っているとかが、様々な、その地域によっては、地域性、その公民館の特徴がたくさんあると思うんです。そういう差が出たときに、そこの職員さんが非常に悩まれるような場面が多いんじゃないかなと思うんですが、なので、要は、もう日にちがありませんので、今から、もう来年の4月に運用開始となるわけでありまして、これから条例の上程もあるんですが、その職員さんとよく話を交わして、迷いがないような形で、いわゆる市民のほうの使う側にしても、迷いがないような形で、即開始ができるような形の取り計らいっていうのが必要だと思いますので、意見ですけれども、申し上げておきます。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 以上で、報告を終わります。

そのほか、執行部から何かございますか。

○大島義典次長兼市民総合相談課長 委員長。

◆砂田典男委員長 はい、大島次長。

○大島義典次長兼市民総合相談課長 市民総合相談課の大島です。前回の委員会で、伊藤委員より、コールセンターに関する質問、御質問2点いただきましたので、それについての回答をさせていただきます。

まず、コールセンターが受け付けた、ファクス及びメールの対応件数です。ファクスの件数ですけれども、令和2年度が85件、令和3年度が100件、令和4年度が82件です。メール件数ですが、令和2年度が34件、令和3年度が49件、令和4年度が34件です。

次に、コールセンター導入時、対応履歴データにより、問合せ傾向を把握し、対応履歴を分析して、施策立案や業務改善に反映させる、市政にも反映していくというような説明があったが、これまでの実績はどうかということでした。日々の対応履歴を基にした、市民からの問合せ傾向や、FAQ記事の新規作成や改善の提案など、これを随時に受けたり、毎月の業者との定例会議において、報告を受けております。その中では、施策立案にまで至った案件はないと考えておりますが、日々の問合せが多いもののFAQの追加でありますとか、既存のFAQに公式ウェブサイトのリンクを貼るなどの提案を受けて、担当部署に伝えるということで、業務改善に反映させていると考えております。以上です。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 すみません。今、ちょっと資料、ちょっと配らせていただきます。

◆砂田典男委員長 はい。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 失礼します。先ほど、長坂議員様のほうから御質問のございました、本数の件でございます。実は、この23か所ある名木・古木のうち、木の指定としては16か所、その本数としては29本でございます、残りの7か所が、神社の社叢ということで、要は神社を覆い囲む、そういった林といいますか、そういったものも含めたところになりますものですから、本数がはっきりと示すことはできませんので、御了承いただければと思っております。

9月の6日の委員会のときにも、私のほうから、指定保護地区が3か所、3か所と言いませんでした。保護地区と保存樹木ということで、計26か所と指定しておりますということで述べさせていただいております、その最初のこの23つという箇所が保存樹木で、下のほうに3か所ございます、これが指定保護地区ということになっておりますので、こちらの表で御覧いただければと思っております。

したがいまして、ちょっと本数というのは、取りあえずは、指定されているというのは、取りあえず29本と、あと、その各神社の社叢の7か所ということで御理解いただければと思えます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 はい。ありがとうございます。いいですか。そのほか何かありますか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。

それでは、これで市民生活部を終わります。ありがとうございました。

（ ） ありがとうございました。

【市議会】

◆砂田典男委員長 それでは、続きまして、市議会に入りたいと思います。

まず初めに、保木本事務局長に御挨拶をいただきたいと思います。

○保木本英明市議会事務局長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 保木本事務局長。

○保木本英明市議会事務局長 はい。皆さん、お疲れさまです。議会の関係は、先日説明させていただきました、補正予算の関係です。慎重な審議、よろしく願いいたします。以上です。

◆砂田典男委員長 それでは、議案審査に入ります。説明につきましては、前回の委員会で、既にいただいております。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

議案第 107 号令和 5 年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 それでは、議案第 107 号令和 5 年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第 107 号令和 5 年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものとされました。

それでは、これで市議会を終わります。ありがとうございました。

（ ） ありがとうございました。

請願審査 不採択理由について（確認）

◆砂田典男委員長 それでは、先ほど 2 件の請願審査がございました。不採択理由を確認したいと思いますから、お手元の資料を御覧ください。

令和5年度請願第6号一日も早く選択的夫婦別姓の導入を求めるよう政府に求める意見書の提出を求める請願についてということで、不採択理由（案）といたしまして、請願趣旨にある世論調査で、約7割が選択的夫婦別姓制度に賛成しという文言が、事実認識と矛盾があり、賛同できないため。もう一つが、夫婦別姓制度の導入は、戸籍法の改正の議論が進んだ上で進めていくべきであり、時期尚早と考えるためとあります。これでよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。ありがとうございます。

次に、もう一件、令和5年度請願第7号現行の健康保険証を廃止しないことを政府に求める意見書の提出を求める請願について、不採択理由（案）といたしまして、請願趣旨にマイナ保険証を持たない人が、公的保険診療が遠ざけられるとあるが、保険証にかかわらず、資格確認書が発行され、マイナンバーカードを持たない人が医療を受けられないことにはならないと考えるためとあります。これでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。それでは、以上、この2点を不採択理由として上げさせていただきます。

以上をもちまして、総務企画委員会を終了いたします。長時間ありがとうございました。
（ ） ありがとうございます。

午後3時54分 閉会

令和5年9月定例会 総務企画委員会

(議案説明、請願審査、報告)

日 時：令和5年9月15日(金)

午前10:00～

場 所：本庁舎7階第1委員会室

総務部・危機管理部

◎議案【質疑・討論・採決】

- ・議案第107号 令和5年度鳥取市一般会計補正予算(第4号)【所管に属する部分】
- ・議案第116号 鳥取市企業版ふるさと納税基金条例の制定について
- ・議案第117号 鳥取市地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- ・議案第123号 財産の取得について
- ・議案第126号 専決処分事項の報告及び承認について【所管に属する部分】

◎議案【追加分：説明・質疑・討論・採決】

- ・議案第127号 令和5年度鳥取市一般会計補正予算(第5号)【所管に属する部分】

◎報告

- ・マイナンバー情報総点検の対応状況等について(総務課公文書管理室)
- ・鳥取市人権施策基本方針第3次改訂について(人権推進課)
- ・多様な性に対応した市民サービスについて(人権推進課)

◎請願【質疑・討論・採決】

<請願(継続)>

- ・令和5年請願第6号 一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める意見書の提出を求める請願

↓裏面があります↓

企画推進部

◎議案【質疑・討論・採決】

- ・議案第 107 号 令和 5 年度鳥取市一般会計補正予算（第 4 号）【所管に属する部分】
- ・議案第 121 号 公立大学法人公立鳥取環境大学第 3 期中期目標の制定について

◎議案【追加分：説明・質疑・討論・採決】

- ・議案第 127 号 令和 5 年度鳥取市一般会計補正予算（第 5 号）【所管に属する部分】

<請願（新規）>

- ・令和 5 年請願第 7 号 現行の健康保険証を廃止しないことを政府に求める意見書の提出を求める請願

市民生活部

◎議案【質疑・討論・採決】

- ・議案第 107 号 令和 5 年度鳥取市一般会計補正予算（第 4 号）【所管に属する部分】

◎議案【追加分：説明・質疑・討論・採決】

- ・議案第 127 号 令和 5 年度鳥取市一般会計補正予算（第 5 号）【所管に属する部分】

◎報告

- ・トスク店舗閉店に伴う現在までの状況と今後の対応について（地域振興課）
- ・地区公民館の幅広い活用に向けた検討について（協働推進課）

市議会

◎議案【質疑・討論・採決】

- ・議案第 107 号 令和 5 年度鳥取市一般会計補正予算（第 4 号）【所管に属する部分】